

官報

平成二十五年三月二十五日

○第百八十三回 参議院會議録第十二号

平成二十五年三月二十五日(月曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十二号

平成二十五年三月二十五日

午前十時開議

第一 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○本日の會議に付した案件

一、日程第一

一、所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、国務大臣の報告に関する件(平成二十五年地方財政計画について)

一、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(平田健二君) これより會議を開きます。

日程第一 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

内閣から、中央選挙管理委員会五名の任命について、本院の議決による指名を求めてまいりました。

本委員を指名するときは、併せて同予備委員を指名することとなっております。

よつて、これより中央選挙管理委員会及び同予備委員各五名の指名を行います。

つきましては、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名は、いずれも議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、

中央選挙管理委員会に神崎浩昭君、原邦明君、中野寛成君、和田洋子君及び長谷雄幸久君を、

また、同予備委員に元宿仁君、久米晃君、尾崎智子君、早川忠孝君及び橋本文彦君を、

それぞれ指名いたします。

○議長(平田健二君) この際、日程に追加して、

所得税法等の一部を改正する法律案について、

提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。財務大臣麻生太郎君。

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明させていただきます。

本法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、国税に関し、個人所得課税、法人課税、資産課税、納税環境整備等について所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、個人所得課税について、所得税の最高税率の引上げを行うほか、公社債等に関する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の適用期限の延長及び最大控除可能額の引上げ等を行うこととしております。

第二に、法人課税について、試験研究を行った場合の税額控除制度の控除上限額の引上げ、生産等設備投資促進税制及び所得拡大促進税制の創設、避難解除区域等に係る税額控除制度の拡充等を行うこととしております。

第三に、資産課税につきましては、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに贈与税の税率構造の見直し及び相続時精算課税制度の拡充を行うとともに、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設等を行うこととしております。

第四に、納税環境整備について、延滞税等の見直し等を行うこととしております。

第五に、土地の売買等に係る登録免許税の特例等既存の特例について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしております。

このほか、附則において、寄附金税制、特定支出控除、交際費課税及び贈与税に関する検討規定を設けることとしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(平田健二君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。川合孝典君。

(川合孝典君登壇、拍手)

○川合孝典君 おはようございます。民主党・新緑風会の川合孝典です。

私は、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、安倍総理並びに麻生財務大臣に質問をいたします。

まず、消費税引上げの前提にもなっている景気について伺いをします。

アベノミクスによる金融緩和への期待が先行する中で、今までのところ円安傾向が続いております。円安傾向は株価上昇の一因ともなり、景気回復への国民の期待感が高まっております。

しかしながら、その期待感とは裏腹に、円安の副作用として、国内物価が急速に上昇し始めました。現に、ガソリン価格は百五十五円を超え、輸入小麦は平均約一〇％、トイレットペーパー、ティッシュペーパーは一五％以上、そして鋼材は最大二〇％の値上げが四月から予定されているなど、物価上昇の波が押し寄せ始めております。こういった物価上昇の波は、デフレギャップの

縮小によるものではありません。このままでは、本格的な景気回復に至る前に経済の足を引っ張り、スタグフレーションに陥る可能性も懸念されているところであります。この点をどう評価される、どのような対応をお考えか、まず安倍総理にお伺いをします。

次に、賃金引上げに関して伺います。

円安による輸出産業の回復や物価上昇の波が賃金の上昇に波及して初めて、真のデフレ脱却と景気回復が成し遂げられます。安倍総理もそう思われたからこそ、労使交渉で決まる賃金について経済界に異例の引上げ要請をなされたものと理解しております。

しかし、これまで輸出の主力であった電機産業の地位が低下するなど産業構造が大きく変化している中、円安が、かつてのように、単純に日本経済に大きくプラスとなるような状況からは変わってきております。むしろ、内需系産業にとってみれば、円安の恩恵どころか、原材料費の上昇により悪影響を受ける可能性すらあるのです。特に、中小企業は価格転嫁が難しく、非常に厳しい春を迎えることになる可能性が指摘されております。こうした状況下で固定費を増大させる給与引上げは、企業にとって非常に厳しいことと思われる。

実際、報道機関の調査によると、安倍総理の要請に対して賃上げに前向きに取り組もうとしている企業は、約一割にとどまっております。円安の恩恵を受けられない内需系産業、中小企業に対し、具体的にどのような対応をお取りになるのか、安倍総理にお伺いします。

アベノミクスによる副作用はもう一つ想定されますが、それは長期金利の上昇であります。今の

ところ、長期金利は低位で推移しておりますが、それは債務危機が起こる前の欧州各国も同様でありました。一たび国の財政に対する信用が失われて長期金利が上昇すれば、国の長期債務の利払い増大、国債を大量保有している金融機関の損失など、リスクが顕在化することとなります。こうしたリスクに対して、どのような対応を考えておられるのか、麻生財務大臣にお伺いします。

次に、所得拡大促進税制について伺います。

本法案では、企業の労働分配を促すために所得拡大促進税制を創設することとしております。立法の趣旨は理解できますが、実際の効果については疑問が残ります。

平成二十二年度の時点で法人税を納付していない法人税法上の欠損法人が全法人に占める割合は七二・八％となっており、そもそも税額控除の恩恵を受けることのできる企業は限られております。実際、所得拡大促進税制の導入によって、一体どの程度の企業が適用を受け、どの程度の効果が見込まれているのでしょうか。この点について財務大臣にお伺いをします。

次に、雇用促進税制の拡充について伺います。

雇用促進税制については、雇用者数を前年度から一〇％以上増加させることなど、適用要件のハードルが高いことから、これまでも使い勝手の悪さが指摘されてきました。今般の改正案は、税額控除額の引上げのみにとどまっております。適用要件の見直しが行われておらず、これでは効果が限定的なものになってしまうことが考えられます。なぜ今回、適用要件を見直さなかったのか、その理由について財務大臣にお伺いをします。

次に、雇用規制の緩和をめぐって現在、政府部内で行われている議論について伺いをします。

政府の産業競争力会議で、総理は、今後五年間を産業再編、事業再構築、起業や新規投資を進める緊急構造改革期間と位置付けると表明し、雇用支援策を雇用維持型から労働移動支援型へシフトさせるとの方針を打ち出されました。

表面的には、経済団体に賃上げ要請を行いつつ、裏でこっそり労働者の首切りをしやすくする制度の検討を行うところに、私は安倍政権の正体を見た気がいたしております。この方針は、明らかに正社員の雇用規制の緩和を視野に入れたものであり、更なる労働条件の低下や不安定雇用の増大を招くことが危惧されます。

また、雇用の受皿を準備しないままでの労働規制の緩和を行えば、失業率の悪化につながることは明白であり、これまで労働者の保護や雇用のセーフティーネットの強化を進めてきた私たち民主党として、到底容認できるものではありません。

雇用規制を変更するおつもりなのか、また、それによる雇用への影響をどのように一体考えておられるのか、安倍総理にお伺いをします。

次に、社会保障と税の一体改革と財政健全化について伺います。

本法案は、社会保障と税一体改革の積み残し課題が大きな柱となっております。民主党は、本年一月より積み残し課題について自民党、公明党との協議を再開いたしました。税制については、経済対策など一体改革以外の年度改正項目も含め、協議を行い、二月二十二日に三党で一致した部分について合意をいたしました。

しかし、社会保障については、自民党、公明党は現状維持の姿勢で、改革に対する意欲が全く伝わってまいりません。社会保障を安定化し、将来

不安を解消するため、社会保障改革と税制改革は車の両輪であったはずであります。今後、社会保障と税の一体改革にどのように取り組んでいくつもりなのか、安倍総理にお伺いをします。

また、将来不安を解消していくためには、財政健全化を同時に達成することも重要であります。補正予算の大盤振る舞いにより、財政健全化への道のりはより険しくなっておりますが、一体いつまでに新たな中期財政計画をお示しになるのか、安倍総理にお伺いをします。

次に、消費税引上げに際しての対策について伺います。

所得の少ない家計ほど消費税負担率が高くなるという逆進性は、消費税導入時から対策の必要性が度々指摘されてきました。しかし、これまでの政府は、引上げのたびに福祉給付金という一回限りの給付金を支給するという対応でよしとしてきました。今回の消費税引上げはいよいよ税率が一〇％に達するといふものであり、一回限りではなく継続的な逆進性対策が必要であります。

目の前に迫った消費税率引上げへの逆進性対策は、国民への周知や事務を担うであろう自治体との協議に要する時間を考えれば、すぐにでも具体策を詰めていかなければならない時期が来ていると考えますが、この点について財務大臣の御見解をお伺いします。

また、与党は、逆進性対策として複数税率の検討を行っていることと聞き及んでおります。しかし、複数税率については、結果的に高額所得者優遇につながることも対象品目の選定が利権に結び付きやすいこと、さらには、インボイスの導入による事業者の事務負担増など様々な問題があることから、給付付き税額控除の方が逆進性対策とし

て有力であると、かねてより私たち民主党は主張してまいりました。

複数税率及び給付付き税額控除について、麻生財務大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、消費税の表示方法についてお伺いします。

過去の経験から、消費税引上げの際、立場の弱い中小企業は消費税を価格に転嫁することが非常に難しく、転嫁できない分を自らの利益を削って納税しなければならぬ事態に追い込まれることが想定されております。外税であれば消費税分を請求しやすいとの声もあり、税制抜本改革法第七条に内税、外税の問題も規定したところではあります。消費税の表示見直しについてどのようにお考えなのか、麻生財務大臣にお伺いをいたします。

次に、贈与税の非課税措置について伺います。

本法案には、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の新設が含まれております。高齢世代の資産を現役世代に移動させることを目的とした今回の措置は、経済対策として評価する声がある一方、格差を固定化するものとの批判もあります。

減税額以上の経済効果が仮にあるとすれば、そうした批判に対して一定の答えになると考えますが、どの程度の経済効果があるか見込んでおられるのでしょうか。また、こういった措置には課税逃れ対策が必要であると考えておりますが、どういった措置を講じていくのでしょうか。併せて麻生財務大臣にお伺いいたします。

次に、中小企業の交際費課税の特例の拡充についてお伺いします。

これまで政府は、乱費の抑制名目で本来非課税であるはずの交際費に課税をしてきました。これまでも中小企業については限度額を設け、損金算入できる制度を設けておりましたが、それでも、一定の割合を自己負担していただくことによって、乱費を抑制し、公正取引の促進を図るためとして、一〇％を損金不算入としてきたわけであり。それが、今回の改正案では、限度額を拡充するだけでなく、損金不算入措置を撤廃する案を出されてきたわけでありますが、これは政府の交際費に関する考え方が変わったと考えてよろしいのでしょうか。

また、仮に経済対策を理由にするのであれば、大企業やサラリーマンについても同様の措置があつてしかるべきと考えますが、今回、中小企業に限った理由は一体何でしょうか。併せて財政大臣に伺います。

最後に一言申し上げます。

解雇規制の緩和論議に象徴されるよう、安倍政権は、日本経済の長期低迷の原因を人件費コストに求めておられるように私は感じますが、日本がデフレ不況から抜け出せない最大の理由は、不安定雇用の増大と、年金、医療、介護など社会保障の将来不安による国民の消費マインドの冷え込みなど、そういったことにこそあると私は考えております。

安心して働き続けることのできる仕事があり、そして、老後を保障する社会保障制度がしっかりといてこそ国民は活発な消費行動を起こせるのであります。勤労者の将来不安を助長するような解雇規制の緩和は、更に国民のマインドを冷え込ませ、デフレ脱却に逆行する結果を招くということとを私はここで申し上げておきたいと思ひます。

企業のための経済ではなく、人が幸せになるための経済、これを目指すこそが政治にとって必要であるということを最後に訴えさせていただきます。御清聴ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 川合孝典議員にお答えをいたします。

為替や物価の動向を踏まえた経済財政運営についてのお尋ねがありました。

ガソリン等一部の価格の上昇による家計や企業への影響については引き続き注視してまいります。最近の為替相場の動向は、全体として景気にプラスの影響をもたらすものと考えております。

政府としては、三本の矢により、企業の収益機会を増やし、雇用や所得の拡大を実現することで、国民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るようにしてまいります。この過程では、物価のみが上昇するのではなく、企業の収益力向上の成果が適切に勤労者にも分配されることが重要であります。

現在、報酬引上げの動きが各企業に広がっており、こうした所得の増加が支出の増加につながり、それが生産の増加をもたらしという経済の好循環を生み出すことで民需主導の持続的な経済成長を目指してまいります。

我が国経済がスタグフレーションに陥るようなことはないと考えております。

賃金引上げについてのお尋ねがありました。雇用者の報酬の引上げを早期に実現すべく、先般、私自身、可能な限り報酬の引上げを行ってほしいと産業界に直接、要請を行いました。政府の要請も踏まえ、労使間で真摯な話し合いが行われた

結果、流通産業などではベースアップを回答した企業も現れています。

政府としては、三本の矢で経済再生を進め、内需依存型産業を含めた幅広い企業の収益機会を増やすとともに、本法案に盛り込まれた税制措置により利益を雇用者に還元する企業を応援してまいります。これにより、中小企業・小規模事業者で働く方々を含め、頑張る人たちの手取りを増やすことができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

雇用規制に関するお尋ねがありました。産業構造の変化に対しては、成熟産業から成長産業への失業なき円滑な労働移動により対応してまいります。このため、雇用支援策を雇用維持型から労働移動支援型へシフトさせていきたいと考えています。

雇用規制の見直しについては、これにより労働移動が円滑に行われるという見解がある一方で、多くの勤労者が賃金によって生計を立て、雇用を通じて社会と様々なつながりが形成されているということを踏まえれば、労使間で十分に議論が尽くされるべき問題であると考えております。

社会保障・税一体改革についてのお尋ねがありました。

社会保障・税一体改革では、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から取り組む改革であり、自民、公明、民主の三党合意に基づき改革を推進してまいります。

社会保障改革については、三党間での協議の進展を踏まえ、社会保障制度改革推進法に基づき、国民会議において御議論いただき、改革を具体化してまいります。

中期財政計画についてお尋ねがありました。

経済の再生なくして、財政の再建も日本の将来もないと考えております。

緊急経済対策を実施するため、大型の二十四年度補正予算を措置しました。一方、二十五年度予算については、財政健全化目標を踏まえ、国債発行をできる限り抑制することとし、税収が公債金を上回る状況を回復したところであります。

財政健全化と経済再生との両立を実現するための道筋について経済財政諮問会議において検討を進めることとしており、年央の骨太方針においてその成果をお示ししてまいります。財政健全化目標を実現するための中期財政計画の具体化の時期や内容については、そうした検討状況を踏まえて判断してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 川合先生から七問ちようだいをいたしております。

長期金利の上昇リスクについてお尋ねがございました。

日本におきましては、これまで幸いにも国債の円滑な消化が可能となっております。しかしながら、財政の持続可能性への信頼が損なわれるといったリスクが顕在化した場合には、御指摘のとおり、国債価格の下落や金利の上昇などを通じて、経済、財政、国民生活に重大な影響が及ぶということも考えられます。このため、政府としては、引き続き市場の信認を維持し、金利上昇による財政への影響を抑制するためにも、中長期的な財政健全化の取組を継続することが重要と考えております。

今後、財政健全化と日本経済再生の双方を実現

する道筋につきましては、経済財政諮問会議において検討を進めてまいります。その上で、財政健全化目標を実現するための中期財政計画を年央をめぐりに作成をいたしたいと考えております。

雇用促進税制の適用要件についてのお話がありました。

平成二十三年度税制改正で創設された雇用促進税制は、成長企業による質、量の両面での安定的な雇用の確保を支援することを目的といたしております。このため、雇用者の増加数や支給給与総額について一定の要件を設定しております。

雇用促進税制につきましては、平成二十三年度において一千三百十三件、約二十一億円の税額控除の適用があったところであります。平成二十三年度には、この制度の初年度であり、三月決算法人への適用に限られていることなどを考えれば一定の効果があつたものと考えており、直ちに適用要件を見直す必要はないと考えております。

今般、緊急経済対策の一環として、税額控除額を増加雇用者の一人当たり二十万円から四十万円に引き上げるとしたところであり、二十三年度の実績にも鑑みれば、適用要件を据え置いたとしても、より一層の雇用拡充のインセンティブになるものと期待をいたしておるところであります。

消費税率引上げに伴う低所得者対策についてお尋ねがありました。

低所得者対策につきましては、税制抜本改革法において給付付き税額控除と複数税率が共に検討課題とされ、消費税率八％の段階から、いずれかの施策の実現までの間の暫定的、臨時的なものとして、簡素な給付措置を実施することとされておりますのは御存じのとおりです。

また、本年二月の三党合意におきましては、給

付付き税額控除及び複数税率の導入を含む低所得者対策につきましては引き続き協議を行うとされたところであり、与党間での議論や御党を含みます三党間での議論を踏まえつつ、法律の規定に沿って検討してまいりたいと考えております。

消費税の価格表示についてのお尋ねもありました。

価格表示の在り方を検討するに当たっては、消費税率の引上げに際しての事業者による円滑な転嫁の確保や、事務負担への配慮に加え、消費者への配慮の観点も踏まえる必要があろうと存じます。

このため、今般、国会に提出した転嫁対策特別措置法案においては、事業者は、表示価格が消費者に誤認されないための対策を講じていれば、時限的に税込み価格の表示をしなくてもよいということにするとともに、できるだけ速やかに税込み価格を表示するよう努めるところであります。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税についてのお尋ねもありました。

まず、経済効果については、今般、教育資金の一括贈与に係る贈与税を非課税とすることにより、高齢者の資産を若年世代へ早期に移転させるとともに、計画的で質の高い教育機会を確保し、将来の教育資金に関する不安を緩和することにより消費を活性化するという効果が見込まれると考えております。

また、本制度の適正な運用を図る観点からは、本制度を利用する者に対し、金融機関に領収書などを提出することを義務付けるとともに、口座契約終了時には、金融機関に対し、税務署長への調書提出義務を課することといたしております。

最後に、交際費課税の特例の拡充の趣旨についてのお尋ねがありました。

御指摘の交際費の損金不算入制度は、昭和二十九年において法人の乱費の抑制のために導入されたものですが、資本金一億円以下の中小法人につきましては、財務・資金繰り基盤が脆弱であること、大企業と異なり、広告宣伝などの営業活動に境界があることなどに鑑み、大企業とは異なる取扱いとし、交際費の一定額の損金算入を認めてきたところであります。

今回、中小法人に限り、八百万円以下の交際費支出の全額を損金算入できるようにすることとしたしております。これは、地域経済を支える中小法人が幅広く今般の見直しの効果を享受し、地域経済の活性化につながるよう、緊急経済対策として中小法人に係る既存の特例を拡充したものであり、これまでの説明と整合性を欠くものとは考えておりません。

なお、税制改正法案の附則では、平成二十五年中に交際費課税の在り方について検討することといたしております。

消費の拡大を通じて、経済の活性化を図る観点から、交際費課税についてどのようなことができるか、厳しい財政事情の中で、今後その財源を含めて検討をしてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(平田健二君) しばらくお待ちください。答弁の補足があります。財務大臣麻生太郎君。

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 失礼しました。所得拡大促進税制の効果についてのお尋ねがあつておりました。

所得拡大促進税制の効果につきましては、適用

企業数の見込みは立てておりませんが、税収につき、平年度において約一千億円の減収を見込んでおり、これは約一兆円の給与の増加額に相当するものであります。

最近、一時金を含め、給与など支給額の増加を表明する企業も多く見受けられるところであり、本税制と併せ、成長戦略を実施することを通じて、経済成長と所得の拡大という好循環を導いてまいりたいと考えております。

失礼しました。(拍手)

○議長(平田健二君) 野上浩太郎君。

(野上浩太郎君登壇、拍手)

○野上浩太郎君 自由民主党の野上浩太郎です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

安倍政権の発足以来、日本は大きく変わり始めています。円高の是正、株価の上昇、給与引上げなど、デフレ脱却に向け、日本経済は確実に動き始めました。先週には新しい日銀総裁も就任し、いよいよ本格的な経済再生のために政府、日銀が協調する体制が整ったことになりました。メディアでは日銀総裁の交代を白から黒の時代へなどと称していますが、白川前総裁のこれまでの御尽力に敬意を表しますとともに、黒田総裁には大いにその手腕を発揮されますよう期待したいと思っております。

安倍政権の経済政策については、様々な議論があります。しかし、実際に成果を出しているという点で、これまでの政権とは全く違う実績を上げていることは間違いありません。

そこで、まず総理から、これまでの安倍政権の

経済政策の自己評価と、政府、日銀が一体となった今後の取組への決意をお聞かせください。

その上で、一般の税制改正について伺います。まず、足下の経済状況ですが、現在のところ、

景気底上げへの期待からマーケットは活況を呈していますが、地元富山に戻りますと、地方の景気は、飛行機でいえば、いまだ滑走路を走っている状況であり、離陸に至るにはあと一押しが必要です。地方の元気なくして国の元気はありません。

今回の税制改正法案は、経済再生に資する政策税制措置が大胆に講じられています。また、社会保障・税一体改革の着実な実行や震災復興支援のための税制措置も柱となり、国民生活にとって極めて重要な法案となっております。

第二次安倍政権として最初の税制改正となりますが、日本の経済社会の課題が山積する中で、平成二十五年税制改正をどのように位置付けているか、総理の御見解を伺います。

そして、これらの税制措置が、政府が経済対策を策定するのと同時並行的に与党の税制改正プロセスで検討されたことは、安倍総理・総裁の下、政府・与党がまさに一体となって景気回復に取り組んでいるというあかしであり、こうした安定的な経済財政政策の運営が国民の高い支持率に結び付いている要因の一つだと考えます。

今後とも、政府と与党が、一体的、安定的な経済財政政策の運営に努め、もって国民の信頼にこたえていくことが重要であると考えますが、総理のお考えを伺います。

安倍政権の大きな成果の一つは、長年下落が続いていた給与を、また一部とはいえ、実際に上げ始めた企業が続出しているという点です。本法案では、こうした流れを後押しするため、企業の給

与等増加額の一〇％を税額控除する制度が創設されます。

そこで、今後、中小企業・小規模事業者も含んだ幅広い事業者において、基本給を中心とする持続的な給与の上昇を実現するために、政権としてのどのように取り組んでいくお考えでしょうか、総理にお伺いします。

また、雇用拡大も重要課題です。本法案では、雇用促進税制として、年間で雇用者を一〇％以上増やした企業に対する税額控除を、一人当たり二十万円から四十万円に拡大しています。この改正の方向性は正しいと思います。ただ、この制度の条件となっている雇用者の一〇％増加は、少人数の企業ならともかく、多くの企業にはかなり厳しく、実際、雇用増加数も見込みを大きく下回っています。

今後は、この条件を緩和して、更に使いやすい制度にすることを検討すべきと考えますが、財務大臣のお考えをお聞かせください。

また、雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用適用が認められていませんが、給与上昇と雇用拡大はアベノミクスの肝の一つです。今後、併用適用を検討すべきと考えますが、併せて財務大臣に伺います。

次に、中小企業・小規模事業者対策について伺います。

中小企業・小規模事業者は、まさに地域経済を支える足腰です。この経営基盤が堅固なものとならなければ日本経済の腰が砕けてしまいます。本法案では、中小法人の交際費課税の特例拡充や商業、サービス業、農林水産業を営む中小企業等への支援税制の創設が盛り込まれている点など、大変評価できます。

そういう中で、中小企業金融円滑化法の期限切れが三月末と目前に迫ってきており、中小企業・小規模事業者には、資金繰りなど将来の経営に不安が広がっています。

自民党においても、関係部会、調査会一体で取りまとめた決議を先週末、政府に申し入れました。円滑化法の終了後も、第一に、金融機関が貸出条件の変更へ柔軟に対応することや新規融資についても預貸率等を重点項目に掲げるなど、政府としても細心の注意を払って状況を監視、指導していくこと、第二に、信用保証協会も適切な信用保証の提供に努めること、第三に、きめ細かな経営支援体制を構築すること、さらに、税制上も事業活動をしっかりとサポートすることが重要であると考えます。

まさに政府一体となった取組が必要ですが、総理のお考えをお聞かせください。

また、国土の強靱化は、現在の日本の重要な課題です。一方で、現場では、復興需要増加の影響もあり、全国的に資材や人手が不足し、その実勢単価が大幅に上昇しています。そのため、国が定める単価が実態と合わなくなっており、入札の不調も増えています。

国土交通省では労務単価の見直し等も検討しているようですが、単価や入札契約方式の在り方など、全国的な実体経済に合った公共事業への対応策を早急に実施する必要があると考えます。国土交通大臣から今後の方針をお聞かせください。

続きまして、消費税引上げへの対応です。中小企業・小規模事業者の方々から、来年の消費税率引上げの際、取引先との力関係から適正な価格転嫁ができないのではないかと心配する声を聞きます。自民党では、こうしたことが起きない

よう、対策の取りまとめを行い、その内容を踏まえた法案が先週末に国会に提出されたところです。

転嫁対策については、政府においても各省庁が一体となって全力で進めなければなりません。財務大臣の御見解をお聞かせください。

次に、住宅対策について伺います。

住宅購入は人生の一大イベントです。私もかつて民間会社で街づくりに携わりましたが、住宅投資は裾野が広く、経済への波及効果も大きく、住宅需要が冷え込めば景気に大きな悪影響が及びます。

この点、一般の税制改正において住宅ローン等への減税措置が設けられましたが、併せて控除だけでは十分な恩恵を受けられない世帯に対する給付措置が講じられる予定です。与党の税制改正大綱ではこの夏までには給付措置の内容を示すこととしていますが、消費増税が景気に与える影響を考えれば、財務省と国土交通省が連携をしてしっかりと対応することが必要です。その内容、規模などの検討状況や今後のスケジュールを、財務大臣、国土交通大臣に伺います。

今後、第三の矢である成長戦略の策定、中期財政計画の策定、さらには平成二十六年度税制改正と、経済財政運営は休む間もなくフル稼働することになります。まずはデフレを脱却し、経済成長によるGDPの伸びがなければ財政健全化は達成できません。そして、中長期的に足腰の強い財政基盤を確立していくことが次世代への責任でもあります。

デフレを脱却し、経済を活性化すること、財政を再建していくことを両立しながら、力強い日本の経済財政運営を行っていく総理の決意をお聞

かせください。

税は、言うまでもなく国家の礎です。日本国憲法第八十四条に租税法律主義の規定が置かれていますが、その精神は、強制力を伴う税という形で国民に負担をお願いする以上、そのよって立つところは、国民の負託を受けた国会議員で構成されるこの国会が決める必要があるという点にあると考えます。

この精神を体现すべく、一般の税制改正法案につきましても、参議院においても活発な議論を行い、年度内に成立させることが本院に寄せられた国民の期待であることを最後に申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 野上浩太郎議員にお答えをいたします。

安倍政権の経済政策の自己評価と今後の取組への決意についてお尋ねがありました。

長引くデフレを脱却し、日本経済を再生するため、私の内閣では、従来とは次元の異なる政策パッケージとして三本の矢を一体的に進め、内閣発足以来、日本銀行との共同声明や緊急経済対策、補正予算及び当初予算の編成など、スピード感を持って実行してまいりました。

こうした中、最近、景気回復への期待等を背景に、株価の回復など改善の兆しが見られ、報酬引上げの動きも各企業に広がっております。この改善の兆しをデフレ脱却と雇用や所得の増加を伴う経済成長につなげていかなければなりません。

今後、政府としては、第三の矢である成長戦略を矢継ぎ早に実行に移してまいります。また、日本銀行においては、大胆な金融緩和を推進するこ

とにより、二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを強く期待しています。

平成二十五年年度税制改正の位置付けについてお尋ねがありました。

平成二十五年年度税制改正においては、成長と富の創出の好循環の実現を図る観点からの民間投資の喚起、雇用、所得の拡大等のための措置、所得税、資産課税の見直し、震災からの復興を支援するための措置、円滑、適正な納税のための環境整備を図る措置などを盛り込んでおり、日本経済の再生、社会保障と税一体改革の着実な推進、震災からの復興の加速といった課題に対処するために必要不可欠な法案であると考えております。

政府と与党による一体的、安定的な経済財政政策の運営についてお尋ねがありました。

日本経済再生に向けて、政府・与党が一体となって、デフレ脱却と雇用や所得の増加を伴う経済成長に取り組むことが極めて重要であると考えております。今後とも、政府・与党間の緊密な連携を図りながら、着実に成果を出していくことによって国民の信頼にこたえてまいります。

給与上昇の実現に向けたお尋ねがありました。従業員の報酬の引上げを早期に実現すべく、先般、私自身、可能な限り報酬の引上げを行ってほしいと産業界に直接、要請を行いました。政府の要請も踏まえ、労使間で真摯な話し合いが行われた結果、流通産業などではベースアップを回答した企業も現れています。

政府としては、三本の矢で経済再生を進め、幅広い企業の収益機会を増やすとともに、本法案に盛り込まれた税制措置により、利益を雇用者に還元する企業を応援してまいります。これにより、中小企業・小規模事業者で働く方々を含め、頑張

る人たちの手取りを増やすことができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

金融円滑化法の期限到来に当たり、自民党において取りまとめられた決議についてのお尋ねがありました。

この決議は、中小企業・小規模事業者を取り巻く厳しい現状を踏まえた御提言と認識してまいります。

政府としては、一般の決議を真摯に受け止め、金融機関に対する指導、検査、監督を徹底することに加え、信用保証の活用や中小企業・小規模事業者に対する税制も含めたきめ細かな経営改善、事業再生支援など、関係省庁間でしっかりと連携することとし、既に関係副大臣会合を設置し、先般、その第一回会合を開催したところであります。今後とも万全の対策を行ってまいります。

デフレ脱却による経済活性化と財政再建の両立についてお尋ねがありました。

強い経済の再生なくして、財政の再建も日本の将来もありません。まず、三本の矢を同時に射込むことにより、デフレ脱却と雇用や所得の増加を伴う経済成長を実現します。同時に、強い経済の再生を図りながら財政の再建を進めることが極めて重要であり、平成二十五年予算においては、財政健全化目標を踏まえ、国債発行をできる限り抑制することとし、収収が公債金を上回る状況を回復したところであります。

今後、経済財政諮問会議において、財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋について検討を進め、財政健全化目標の実現を目指してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 野上先生から四問ちょうだいしております。

雇用促進税制の要件の見直しについてのお尋ねがあつております。

平成二十三年年度税制改正で創設されました雇用促進税制は、成長企業による質、量の両面での安定的な雇用の確保を支援することを目的としたしております。このため、雇用人の増加数や支給給与総額について、一定の要件というものを設定をしております。

雇用促進税制につきましては、平成二十三年年度におきまして千三百十三件、約二十一億円の税額控除の適用があつたところであります。また、適用最高額は六千三百六十万円、増加雇用人数三百十八人分に相当するものであり、比較的規模の大きな企業も適用を受けているところであります。

平成二十三年年度はこの制度の初年度であり、三月決算法人への適用に限られていることなどを踏まえれば一定の効果があつたものと考えており、直ちに適用要件を見直す必要はないと判断をいたしております。

いづれにせよ、今般、緊急経済対策の一環として、税額控除額を雇用人一人当たり二十万円から四十万円に引き上げることとしたところでもあります。これにより、別途創設することといたしております。これにより、別途創設することといたしております。雇用の一層の確保と個人所得の拡大を図り、消費需要の回復を通じた経済成長につなげていきたいと考えております。

雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用適用についてのお尋ねもあつております。

平成二十五年年度税制改正におきましては、個人

の所得の拡大に向けて、企業にそれぞれの事情に応じて雇用か給与かいずれかの形で取り組んでいただけるよう、雇用促進税制を拡充することともに、所得拡大税制を創設することといたしております。

これらの税制はそれぞれ効果があるものであり、各企業が自らに有利な制度を選択して適用することを想定したものであることから、制度導入前の現時点で直ちに併用を認める考えはありません。まずは、今後、適用実態などを見ながら、雇用の検証を行つてまいりたいと考えております。消費税の転嫁対策についてのお尋ねがあります。

今般の消費税率の引上げが二段階にわたるものであることもあり、事業者の方々が転嫁しやすい環境を整備していくことは重要な課題であると存じます。

このため、今般、与党での議論を踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を目的とする法案を国会に提出したところであります。

政府としては、内閣に設置をされました転嫁対策推進本部を中心に、強力な実効性のある転嫁対策の実現に向け、関係省庁が一体となつて取り組んでまいりたいと考えております。

住宅取得者に対する支援についてのお尋ねがあつております。

住宅取得者に対する給付の具体的な内容につきましては、与党税制改正大綱において、所得税に加え、住民税による住宅ローン減税の拡充を講じてもなお効果が限定的な所得層に対しては、別途、良質な住宅ストックの形成を促す住宅政策の観点から適切な給付を講ずるとされたものと承知をいたしております。

これを踏まえまして、政府におきましても、本法案に基づく住宅ローン減税などによる負担軽減策を踏まえつつ、住宅政策の観点から、良質な住宅の範囲など、給付の内容について検討を進めているところであります。

いづれにせよ、給付の具体的な内容につきましては、一定の周知期間が必要であることを踏まえ、できるだけ早期に、遅くともこの夏にはその姿を示したいものと考えております。(拍手)

〔国務大臣太田昭宏君登壇、拍手〕

○国務大臣(太田昭宏君) 实体经济に合った公共事業の執行への対応策についてお尋ねがございました。

まず、資材については、東北の被災地で生コンの不足や価格上昇が見られるため、直轄工事における生コンプラントの設置など対策を講じているところです。被災地以外の全国については、動向を注視していく必要があると考えており、毎月の資材価格の動向を積算に反映するほか、遠隔地から資材を調達した場合に追加コストを支払える措置などにより、事業執行に支障がないよう努めているところであります。

次に、現場の技術者や職人の需給動向につきましては、全国的に地域や職種によるばらつきがありますが、型枠工や鉄筋工など一部の職種では不足の懸念が生じております。このため、職人の広域的、全国的な活用を可能とするよう、移動に要する費用などについての積算上の措置や地域外企業との連携などの措置を更に推進してまいります。

さらに、職人不足の背景には就業者の高齢化や若手入職者の減少など構造的な問題があると考えられるため、職人の処遇改善や入職の促進策につ

いて検討を行っているところであります。

入札の不調については、全国的な動向を今後も注視していく必要があると考えています。その要因の一つとして労働単価が賃金実態に見合っていないこともあり、最新の賃金実態調査の結果を踏まえた改定を今週中にも行いたいと考えています。

今後とも、現場の実態に対応しながら効果的な施策を講ずることにより、事業の迅速かつ円滑な執行に取り組んでまいります。

次に、住宅取得に係る給付措置についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、住宅投資は内需拡大の柱であります。このため、住宅ローン減税の延長、拡充措置を講じてもお効果が限定的な所得層に対して、適切な給付措置を講ずる必要があると認識しております。

給付措置の具体的な内容については、例えば、対象となる住宅取得者の要件や、住宅にどのような性能を求めているべきかといった様々な論点があり、現在、与党においても議論がなされていると承知しております。引き続き、与党における議論も踏まえながら、住宅取得に係る税負担の増加による影響を緩和する観点から、実のある内容にできるよう、また、できるだけ早期にお示しできるよう、政府としてしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

○議長(平田健二君) 山田太郎君。

〔山田太郎君登壇、拍手〕

○山田太郎君 おはようございます。みんなの党の山田太郎でございます。

私は、ただいま議題となりました所得税法等の

一部を改正する法律案と関連事項につきまして、みんなの党を代表し、安倍総理及び関係閣僚に質問をさせていただきます。

みんなの党は、規制改革、税制改革を駆使した未来を切り開く経済成長戦略をアジェンダの中で国民の皆様にお示しをしております。本日は、そのアジェンダにも触れながら、税制に関する質問と幾つかの政策提言もさせていただこうと考えております。よろしく願います。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案について、幾つかの質問と提言をさせていただきます。

最初に、所得税、相続税の最高税率の引上げの考え方についてであります。

消費税創設以来、直接税に偏った我が国の税収構造を間接税にシフトしてきました。税の公平感を保ち、国民の皆様の働く意欲を損なうことなく必要な財源を確保していくという直間比率の見直しという方向性が打ち出されてきたわけです。その過程で、所得税や相続税については累進構造の緩和が図られてきたと承知しております。

しかし、今回の税制改正法案では、所得税、相続税の最高税率が引き上げられ、累進性が強化された形となっております。直間比率の見直しという従来の政策の方向性との間でどのような考え方の転換があったのでしょうか、総理にお伺いいたします。

また、今回の方向性としては、所得税や相続税の最高税率は今後も引き上げられていくような予感も持たざるを得ません。今後の方針について、財務大臣にお伺いいたします。

今回の相続税強化は、資産評価額の大きい都市部の住民には大変な影響を及ぼしかねないものと

思います。改正法の施行に当たっては、どのような対応をなされるつもりなのか、財務大臣にお伺いいたします。

相続税につきましては、今回の改正で、贈与税と併せて事業承継税制の拡充といった措置も講じられております。中小企業経営者の事業承継円滑化に一定の効果が期待されるところであります。私の地元、東京大田区などでは、従業員数五人以下の中小企業が数多く事業を営んでおり、それぞれがきらりと光る実績を上げている一方で、零細かつ高齢化のために、それぞれの企業が小ささゆえの問題を抱えております。

こうした中小企業の中には、生き残りを懸けて営業力、開発力を強化するために、企業同士が二十人から三十人の規模の企業に再編することを真剣に議論しております。しかし、これらの企業は、先代からの土地や設備を持ち、企業再編時には資産の移動が起きるため、時価評価されて多くの税金が掛かり、その税負担が重荷となって企業再編が進まないという事例もございます。

中小企業が強い企業によりがえるために、企業再編を円滑化し、併せて地域経済の活性化にもつながっていくため、今回の事業承継税制のスキームを中小企業複数社の合併の場合にも活用できるようにできないものなのでしょうか。納税猶予、税の軽減など、税制面から中小企業の再編を促す考えはないのか、財務大臣にお伺いいたします。

さらに、相続税、贈与税につきましては、農業の活性化にも活用できないかと考えております。農業の活性化の大きなハードルとなっており、農地の集約化が進まず、若い担い手が農業に参入してこないという現実がございます。農地の集約化や若い

担い手の農業参入促進の観点から、相続税、贈与税を活用する考えはありませんか。

また、農地等に係る相続税、贈与税の納税猶予制度にとどまらず、農地政策の大転換を図るため、相続税、贈与税を軽減又は廃止することはいかがでしょうか。財務省の試算によりますと、平成二十二年度の農地に係る相続税、贈与税の総額が一千百億円ですので、減反政策を続けるより少ない予算で大きな効果が期待できると思われるます。

攻めの農業、強い農業の実現を提唱される総理、この農地に関する相続税、贈与税の軽減又は廃止について、総理のお考えをお伺いしたいと思います。

ここまで、所得課税、資産課税について幾つかの質問をさせていただきました。

では、次に、法人課税について一つお伺いをいたします。

今回の税制改正では、成長戦略を税制面からサポートする観点から、生産等設備投資促進税制を創設し、特別償却等の制度を実施する、あるいは、環境関連投資促進税制を拡充し、コージェネレーション設備を即時償却の対象資産に追加するなどのユニークな措置を講じたことは、国内における設備投資を促進することが期待でき、私も評価するところであります。

ただ、我が国の厳しい経済状況を考えますと、より大胆な更なる成長戦略を進めていくことが大切だと考えます。それには、政府が民間の設備投資や償却の在り方を決める現在のやり方、つまり霞が関の官僚が主導する護送船団方式の産業政策や税制からの脱却、これこそが何より重要な課題であると考えます。

官僚主導の税制から、民間の自由な投資活動を促進する税制に抜本的かつ大胆にモデルチェンジを図る。そのためには、法人課税に当たって、償却期間の設定は投資者の自由に任せる自由償却税制を導入すべきと考えますが、総理大臣のお考えを伺いたいと思っております。

さて、これまで所得税法の一部を改正する法律案について幾つかの質問と政策提言をさせていただきました。

次に、国税に関連する重要事項ということで、TPPについて幾つか伺わせていただこうと思っております。

みんなの党は、そのアジェンダで、TPP交渉に参加して攻めの開国をしようということをうたつてまいりました。先日、安倍総理の交渉参加表明は、やつと分かっていただけたかとお大いに安堵しているところでございます。

ただ、聖域なき関税撤廃を前提としないということが確認できたという総理の御見解には、まだよく理解できないところもございしますので、幾つか確認をさせていただければと思っております。

まず、自民党公約や総理のお言葉にも度々登場いたします聖域、この聖域には何が含まれるのでしょうか。米、麦、牛肉、砂糖、乳製品の関税がこの聖域に含まれることは理解しておりますが、この米、麦、牛肉、砂糖、乳製品の関税のほか、聖域に含まれるものには一体何があるのか、総理、明確にお答えください。

また、米国は日本に対し、過去、年次改革要望書で、共済事業の金融庁検査の実施や、いろいろな法律にある独占禁止法適用除外規定の廃止を求めてきた経緯がございます。農協のJA共済に対する金融庁検査の実施や、農協の事業が独占禁止

法の適用除外になっているという問題について、T P P交渉の中で改善を求めてくる場合もあるのかと思っております。

このJ A共済や農協の独禁法適用除外の問題は聖域に入るのか否か、総理、明確にお答えください。

さらに、T P P交渉においては、アメリカに対して輸出する我が国の工業製品、例えば自動車の関税については、これを据え置くということでアメリカ側と内々に合意しているのではないかと指摘する向きもございます。聖域に属する品目の関税などを守るために米国の自動車の輸出関税を維持する取引などをされては、何のためにT P Pに参加するのだからなくなってしまうと思います。

T P P交渉における自動車など工業製品の関税について、我が国の方針について、総理、明確にお答えください。

さて、最後に、今回の税制改正の先に待つております来年四月からの消費税増税、その前に国民の国会議員に対する信任を得るためにやるべき改革である衆議院選挙制度の改革について伺います。

衆議院選挙制度の法案は、いつまでに国会に提出されるおつもりなのでしょうか。自民党総裁としてのお立場も踏まえて、はっきりとお答えください。

今、各地の高等裁判所で、現在の衆議院選挙制度が我が国憲法に違反するとの判決が次々と出ております。最高裁判決が出される前に、立法院の良識としてこの問題を解決した方がよいと思われませんか。

最後に、日本の内外には多くの山積した問題があり、解決を図らなければなりません。いつやる

の。今でしょう。

安倍総理の御決断と、官僚の作りました安全運転の答弁ではない心のこもった御自身の発言をいただけるものと期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

みんなの党、山田太郎でございます。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 山田太郎議員にお答えをいたします。

今回の税制改正における所得税、相続税の見直しの考え方についてお尋ねがありました。

税制は、経済社会の変化に応じて税制全体を通じて見直しを行うことが必要であり、従来より、この基本的考え方に立つて税制改正を行ってきた。

昨年成立をした税制抜本改革法では、直間比率の見直しといった観点ではなく、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点からの消費税率の引上げとともに、附則において、所得再配分機能の回復等の観点からの所得税の累進性の強化や、格差の固定化の防止等の観点からの相続税の見直しの検討規定が盛り込まれたところであります。

今回の税制改正においては、税制抜本改革法の規定に基づき、所得税、相続税について所要の措置を講じるものであります。

農地に関する相続税、贈与税についてお尋ねがありました。

農地の集約化は重要な課題であると認識しており、これを進めるためには、適切な担い手が農地を取得し、全体として強い農業が営まれることが必要であります。この観点からは、集約化を行う

主体やその手法、集約化後の営農継続をどのように担保するのかといった論点を含め、集約化の推進策の全体像を検討する必要があります。

税制上どのような措置が可能かについても、こうしたことを踏まえ、検討していきたいと考えております。

民間の自由な投資活動を促進する税制についてお尋ねがありました。

税務上の償却期間を企業の自由に任せるとの御提案は、恣意的な利益調整が可能にもなることから、公平公正な課税の観点から慎重な検討が必要と考えます。

なお、平成二十五年度税制改正案においては、緊急経済対策として、生産等設備投資促進税制の創設など、民間投資を喚起するための大胆な措置を講ずることとしたところであります。

T P Pにおける聖域についてお尋ねがありました。

現時点では聖域の範囲について具体的なものを決めているわけではありませんが、それぞれの国には国柄があり、守るべきものがあります。我が国としては、強い交渉力を持つて、主張するべきことははっきりと主張し、国益を最大限に実現するよう全力を尽くしてまいります。

T P P交渉における工業製品の関税についての我が国の方針に関するお尋ねがありました。

御指摘の自動車の関税を含め、T P P交渉における我が国の工業製品の関税についての交渉方針を明らかにすることは、手のうちを示すこととなるわけでありまして、申し上げることは適切ではありません。

いずれにせよ、T P P交渉においては、交渉力を駆使し、我が国として、守るべきものは守り、

攻めるべきものは攻めていくことによって、国益にかなう最善の結果を追求していきます。

衆議院の選挙制度改革についてお尋ねがありました。

さきの三党合意においても、衆議院議員の定数削減について、選挙制度の抜本的な見直しの検討を行い、一般の国会終了までに結論を得て必要な法改正を行うこととしており、私は自民党総裁として、党に対して積極的に取りまとめを行うよう指示をしております。

この問題は、議会政治の根幹にかかわる重要な課題であるので、各党各会派においてしっかり御議論をしていただく必要がありますが、与党で集約され、各党各会派から御賛同を得られれば、直ちに本案は成立するものと考えております。

なお、現在、○増五減の緊急是正法に基づき、選挙区画定審議会において衆議院小選挙区の区割りの見直しの審議が進められています。政府としては、勧告がなされ次第、速やかに法制上の措置を講じ、一票の格差是正に取り組んでまいります。

いずれにせよ、私としてはしっかりと改革を進めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 山田先生から三問のうち、だいたいしております。

所得税、相続税の最高税率についてのお尋ねが最初にあっております。

た、相続税の最高税率につきましては、各法定相続人の取得金額六億円超の層に新たに五五%の税率を設けることとしております。

今後、更に再分配機能を回復させるため、所得税、相続税の累進性を高めることについては、所得税を含めた税制全体の中で、税収の安定性の確保、また、それぞれの基幹税のバランスをどう考えるかといった観点からこれは検討していかなければならぬと考えております。

相続税の見直しに関する都市部の住民への対応についてのお尋ねもあつております。

今般の相続税の見直しによる基礎控除の引上げなどの結果、地価の高い都市部に土地を有する方の負担増が想定されることは御指摘のとおりであります。土地につきましては、生活、事業の基盤であります一方、切り分けて売却することに困難が伴いますとともに、都市計画上も土地の細分化が生じてまいりますことから、一定の配慮を行う必要があると考えております。

このため、今般の相続税の見直しに併せて、小規模宅地の特例について、居住用宅地の対象限度面積を拡大、また、居住用宅地と事業用宅地をそれぞれの限度面積まで適用するといった見直しを行うこととしております。

企業の合併に当たつての事業承継税制の適用についてのお尋ねもあつております。

中小企業が組織再編を行います際に、事業の安定的な継続をサポートすることは極めて重要なことだと考えております。こうした考えから、事業承継税制においては、納税猶予の適用を受けている企業が合併などの組織再編を伴う場合であっても、合併後の株式保有や経営関与といった一定の要件の下、納税猶予の適用を継続する仕組みといたしております。

また、そもそも、事業承継税制については、一般、制度の使い勝手を一層高める観点から、雇用確保要件の柔軟化など抜本的な見直しを行うこととしているところでもあります。

今後とも、中小企業の円滑な事業承継には配慮していかなければならぬと考えております。(拍手)

○議長(平田健二君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(平田健二君) この際、日程に追加して、平成二十五年地方財政計画についての国務大臣の報告並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案についての提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。総務大臣新藤義孝君。

〔国務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕

○国務大臣(新藤義孝君) 平成二十五年地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成二十五年地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加に必要な経費を計上しております。また、給与関係経

費について国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うこととし、同時に、防災・減災事業や地域の元気づくり等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上しております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとして、地方の一般財源総額について、前年度の地方財政計画と同水準を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分の全額を措置する震災復興特別交付税を確保するとともに、全国防災事業について、所要の補助事業費等を計上しております。

以上の方針の下に、平成二十五年の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、通常収支分については、前年度に比べ五百七億円増の八十一兆九千五百四十四億円、東日本大震災分については、復旧・復興事業が前年度に比べ五千五百五十九億円増の二兆三千三百四十七億円、全国防災事業が前年度に比べ四千二百九十八億円減の二千三十一億円となっております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長、拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十五年分の通常収支に係る地方交付税の総額について、十七兆六百二十四億円を確保するとともに、平成二十五年における措置として、地域の元気づくり推進費を設けるほか、地方公務員の給与削減等を反映して、普通交付税の算定に用いる単位費用の改正を行うこととしております。

また、平成二十五年分の震災復興特別交付税について新たに六千五百十三億円を確保することとしております。

以上が、平成二十五年地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(平田健二君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。樽井良和君。

〔樽井良和君登壇、拍手〕

○樽井良和君 樽井良和です。

私は、民主党・新緑風会を代表して、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に關しまして質問いたします。

私は、自らの政策の中心に、地域がその特性を生かして、何らかの専門分野に特化し、自立した経済力を確保する地方分権、道州制を実現すべきだと掲げてまいりました。

法人の本社が東京に一極集中する状況のままでは、地方分権を推進すれば、法人税の乏しい地方財政は立ち行きません。しかしながら、一極集中は仕事の効率を上げる上で効果があります。この矛盾を解決し、今後の経済を喚起するためには、地域を何らかの専門分野で特化した経済特区を先に進めていかなければなりません。

アメリカにおいては、ITはシリコンバレー、自動車はデトロイト、映画を作りたかつたらハリウッドに行けばいい、金融はウォール街へ、政治はワシントンのように、専門の特化があり、連邦制が成り立ちます。何らかの分野に特化した町は、その分野の仕事の効率、営業、学びの効率を上げ、観光などの呼び水となります。特定の才能を持った人のランドマークとなり、世界から同じ分野の才能を一所に引き付け、新しいものを生み出す化学変化に似た触媒の役割も果たします。残念ながら、平成二十五年度予算を見ますと、私が政策の中心に掲げております地方分権、特化した地域を否定し、逆行する予算となっております。つまり、地方交付税を削減し、一括交付金を廃止しているのです。

一括交付金は、地方自治体が所管官庁の枠を超えて地域の実情に応じて必要な事業を優先的に実施するための大切な財源であり、事業を選択する際、国の事前関与を縮小できるメリットがありました。当然ながら自治体は大いに歓迎しましたが、政権交代によって、自民党政権は、無情にもこれを廃止、元のひも付き補助金に先返りさせてしまいました。

そのことに自治体の首長が一斉にブーイングし、猛反対したのは当然であります。地方分権をあえて踏みこむ行為としか言いようがありません

ん。うがった見方をすれば、この裏には、ひも付き補助金の復活により、かつてのように、自民党議員と霞が関官僚の癒着、すなわち利権の甘い汁を吸う思惑があると勘ぐりたくなります。

そこで、新藤内閣府特命担当大臣にお伺いします。一括交付金を廃止した理由とは何ですか。ひも付き補助金で、地域の自主、自立性をどうやって守るのですか。

また、安倍政権が中央集権を強化する。一括交付金の廃止と、各省庁の交付金などへの移行は、せっかく定着しかけた地方分権のムーブメントに待ったを掛けるものと考えております。安倍政権は、地方分権を後退させたいのですか。総理経験者であり、安倍政権を支える大黒柱でもあります麻生副総理に率直な見解を伺います。

次に、地方交付税削減についてお伺いいたします。地方交付税とは、自治体間の財政格差を解消するため、自治体が自由に使える財源であり、地域の特性を生かした施策の実現に取り組む重要な財源であります。ところが、安倍政権は、この地方交付税を六年ぶりに四千億円も削減しました。地方自治の根幹にかかわると自治体が猛反発しています。

一方で、景気回復の号令の下、公共事業のばらまきを大々的に行い、肝心の足下になる地方の財源をカットするのは、果たして景気浮上の効果があるのですか。

地方にしわ寄せをした理由とは何ですか。安倍政権は、地方の財政需要を軽視するのですか。地方を信用していないのですか。新藤総務大臣と麻生副総理に答弁をお願いいたします。

地方税に係る延滞金、還付加算金利などの引下

げには同意します。

景気が悪い中、資金繰りが付かず、地方税を延滞される中小企業の方もいらっしゃるかと存じます。デフレスパイラルの下で銀行金利も非常に低い中で、実情に反して一四・六％も延滞金を徴収していました。情報化時代では、社会情勢に即した行政の効率化、スピーディーな対応を民間レベルに押し上げるべきではないでしょうか。新藤総務大臣のお考えをお伺いいたします。

地方公務員給与削減についてお伺いいたします。平成二十五年度予算案は、地方公務員の給与削減を断行しようとしています。七月から一律に給与カットをするもので、建前は国家公務員が二年間で平均七・八％カットするのに歩調を合わせたものです。

しかし、安倍政権が経済界に賃上げを要請して、大手企業がベースアップに同意し、満額回答の姿勢を示す中で、地方公務員の給与削減とは、総理と逆のアナウンスをもち、安倍政権の方針に対して逆行して整合性がありません。

例えば、イトーヨーカ堂は定期昇給プラスベアで月給一・五％増、イオンは定期昇給プラスベアで月給一・八％増、トヨタ自動車は定期昇給維持プラス年間一時金百七十八万円など、各企業が安倍総理の要請を受けて賃金アップの方向に進んできております。

そして、大企業のベースアップに中小企業が連鎖して賃金を上げるか否かが今後の日本の経済の浮上への大きな鍵となる中で、地方公務員の給与削減は上昇機運に水を差すことになりかねないと思いませんか。その見解を麻生財務大臣と新藤総務大臣、田村厚生労働大臣にお伺いいたします。

さらに、新藤総務大臣は、削減した給与は防災・減災事業や地域活性化に充てる、自分たちの給料を削った分は自分たちの町に使われるんだ、だから協力してもらいたいとおっしゃいます。

個人のお金であればあるほど思慮深く適切に消費して、自分の腹が痛む人が見えない、公金とか経費となればなるほど無駄遣いの温床となるものです。つまり、個人のお金である給与を削減して地域の活性化と称して公金に充てるのは、適切な出費を無駄遣いの温床となる公金に置き換えることになると思いませんか。人件費削減を反映し、地域元気づくり推進費と表向きは立派ですが、眉唾物です。ふるさと創生事業をほうふつしてやみません。えんきよくな火事場泥棒になりかねないんです。

新藤大臣、このタイミングでの地方公務員の給与カットは撤回すべきではないでしょうか。

私は、安倍総理の目指すインフレターゲットと、来年四月からの消費税引上げと給与削減は相入れない方向だと考えます。麻生財務大臣はいかがお考えでしょうか。

私は、昨年十二月十三日に参議院議員として繰上げ当選をいたしました。以前は衆議院議員でした。衆議院議員時代、議連での議論や委員会での質問など、青年の主張のごとく理想論、正論を訴えてまいりましたが、議論ばかりで結果が変わったわけではありません。その反省により、浪人時代は、政治家であるにかかわらず、社会問題に議論よりもまず改善に向けた具体的な行動をしよう、少子高齢化対策に二つの事業を立ち上げました。

一つは、非婚率を下げるためにオタク専門の婚活パーティーを主催し、既に二千六百九十六カッ

ブル誕生させ、毎週のように結婚したといううれしいお知らせが数々届いております。もう一つが、六十五歳以上の高齢者しか雇用しない会社を立ち上げ、おばあちゃんの定食屋、メニューなしレシビなしで愛情あふれた伝統的な和食、家庭料理をおばあちゃんが提供するのが好評となり、テレビ、マスコミの取材も殺到し、サラリーマンを中心として好評を博しています。よろしければ、党派を超えて食べに来ていただけたらと思います。

こうした経営の経験から、最後に、政治家としてはではなく実業家としての思いを述べさせていただきます。

経営者にとって、先月は幾ら、今月は幾らだったと一喜一憂する一か月の売上上げは非常に強い思い入れのある数字です。その中で、一〇%の消費税というのは、年間が十二か月ですから、一月の売上を超える金額となるわけです。一生懸命働いて稼いだ一か月の売上げ以上の成果を法人税以外に消費税として支払うとなると、そのときの憤りは毎月同じ収入をもらう国会議員には全く実感できないと思います。今から来年四月まで消費税を上げる間に、確かな成長路線を力を合わせて築き上げていくべきです。

震災の後のこの混乱を一つの戦後ととらえて、この後、東京オリンピックを全力で招致すべきです。私は、今がちょうどかつての東京オリンピックが始まる前の高度経済成長期前夜と重なって見えるんです。かつての東京オリンピック後の高度経済成長を再び、ベースアップに次ぐベースアップ、子供を育てる世代の所得が増加する、今日よりもあした、今年よりも来年と生活が向上し、誇りを取り戻すことこそが日本再生への道です。

私は最近、高齢者の雇用に力を入れて、おばあちゃんとの接点が増え、思い出すのは亡き私のおばあちゃんが言っていた口癖です。今はいいよねという口癖です。私が子供のころ、遊びに行きたくて、出されたおすしを急いで頬張って食べていると、味わって食べとどなりました。今はいいよね、昔はおすしなんか結婚式のような晴れの日しか食えなかったんだよ、今はいいよね。今はいいよね、昔は盲腸で亡くなっていたんだ、今は死ななくなったよねと。

考えてみれば、食うや食わずでいた食料難の時代に比べると、余分に肉が付いてダイエットに励む時代は夢のような話です。のろしを上げていた戦国武将が、スマートフォンでツイートする女子高生を見れば、まさにSFです。

未来は、今から見たら夢のような時代、SFのような時代が待っているはずなんです。

日本が急速に少子高齢化が進み、衰退局面に入ったところ、バブルのときは良かったとか、あるいは昔の政治家が威風凛々だったとか、今がいいというより昔を懐かしむ方向になっていました。

自分がいいさんになったら、孫にはやはり今がいいよねと言える時代におきたいと思います。昔はがんで死んでいた時代があったんだと、今はいいよね、すぐ治るよねと。ガソリンを燃やして自動車が排気ガスを流しながら走っていた時代があったんだと、今はいいよね、バナナのかすでも入れたら飛んでいくよねと。昔は税金を払っていたんだと、今は地方が活性化しようというば、国民に小遣いをやるような地方自治体もあるよなど。そういうような新しい時代をつくっていくかと思っています。

時代時代によって新しい問題はあるにしても、

この後、iPS細胞、医療改革、ICTによる効率化、新型エネルギーの開発、新しい技術を次々と開発し尽くし、クリエイティブクラスを育てて、世界に冠たる日本の文化を配信する、次の時代の日本を一体となつてつくり上げていこうじゃないでしょうか。

最後に、私同様、サブカルチャーに明るい麻生副総理に、日本再生に向けた決意とその具体的施策を伺い、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇、拍手)

○国務大臣(新藤義孝君) 樽井議員から六点のお尋ねをいただきました。

まず、一括交付金を廃止した理由についてのお尋ねでございます。

地域自主戦略交付金については、これまで地方から各省庁への交付申請手続に加え、内閣府への事業実施計画の提出、各省庁への予算移替え手続が新たに追加されたことに對し、手続の簡素化や窓口の一元化の必要性などの課題が指摘されてきました。これらの課題を解決するために、本交付金を平成二十五年度に廃止し、各省庁の交付金等に移行することとさせていただきます。

次に、移行後の各省庁の交付金等における地域の自主性、自立性の確保についてのお尋ねでございます。

地域自主戦略交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行するに当たっては、単に戻すだけではなく、これまで事業別に細分化されていた整備計画を、より大きな政策目的別にまとめるなどの運用改善を行うことといたしました。このように、地方の意見を反映しつつ、地域の自主性、自立性の確保に向けて、制度をより使い勝手の良いものに発展的に改善することができたものと考えており

ます。

次に、交付税の削減についてのお尋ねでございます。

平成二十五年度の地方財政計画においては、一般財源総額について、前年度と同水準を確保いたしました。その中で、地方交付税については、地方税等が前年度に比べて四千億円程度増額となっており、一般財源総額を前年度と同水準を確保する中であつて、結果的に四千億円程度の減となつたものでございます。

地方団体からは、一般財源総額についての前年度の水準を確保するように御要望いただき、この要望に対しては十分にこたえたところであり、地方の財政需要を軽視しているとの御指摘は当たらないと、このように考えております。

また、平成二十五年度の地方交付税の算定において、地方公務員の給与については、閣議決定に沿った水準を標準的なものとして算定することとしております。また、地方公務員の給与は各地方団体が条例で定めるものであることから、地方自治の観点からの問題があるとは考えておりません。

次に、地方税の延滞金等についてのお尋ねでございます。

地方税の延滞金、還付加算金については、現状の水準が、現在の低金利状況に鑑み、高過ぎるのではないかと指摘があり、昨年の閣議決定において、延滞税の利率の見直しについては、低金利下における利率の在り方を考慮し、平成二十五年度税制改正時に成案を得るとされていたところでございます。

これを受け、平成二十五年度改正においては、国の延滞税等の見直しと併せ、利率の水準につい

ては国内銀行の貸出約定平均金利を基本とし、延滞金、還付加算金の利率を引き下げることにしたわけであります。平成二十六年一月一日以後の期間に対応する延滞金、還付加算金について適用することいたします。

次に、地方公務員給与削減と日本経済の浮上との関係についてお尋ねがございました。

民間企業の給与水準は、その企業の業績や景気の動向など様々な条件により変動するものです。他方で、地方公務員給与に関する今回の要請は、防災・減災事業や地域経済の活性化といった地域の喫緊の課題に対処するとともに、日本の再生に向けて国と地方の公務員が一体となつて取り組む必要がある中、地方公共団体に対し、緊急にお願いをしているものでございます。

また、給与削減額に見合った事業費として、防災・減災事業と地域の元気づくり事業を地方財政計画の歳出に計上することとしており、地域経済にマイナスの影響を及ぼすことのないように配慮をしたつもりでございます。

したがって、今回の要請が日本経済の上昇機運に水を差すことになるとは考えておりません。

最後に、地方公務員の給与カットの撤回についてのお尋ねでございます。

今回、政府としては、地方公共団体に対して国家公務員の給与減額支給措置に準じた措置を講ずるよう要請をしております。今回の給与削減に当たっては、地域の喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するため、給与削減額に見合った事業費として、防災・減災事業や地域の元気づくり事業を新たに歳出に計上することとしております。

各地方団体においては、こうした趣旨を十分に踏まえ、給与削減により捻出した貴重な財源を元

に、地域の安心、安全の確保や地域の活性化のため、効果的な施策に取り組んでいただけるものと期待しております。地方公務員給与の削減要請を撤回することは考えておりません。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 樽井先生から五問ちようだいしております。

地域自主戦略交付金の廃止についてのお尋ねがあつております。

御存じのように、地域自主戦略交付金は、省庁を超えて地方が自由に使える交付金とすることを狙いとして平成二十三年度に導入をされたものであります。

導入後は、各省庁への交付申請手続に加え、交付金の取りまとめ役である内閣府への事業実施計画の提出、各省庁への予算の移替え手続が新たに必要とされたことに対して、申請窓口の一元化や手続の簡素化といった点で地方自治体から改善を求める声が強く出ていたのは御存じのとおりです。

これらを解決するため、地域自主戦略交付金を二十五年年度に廃止するとともに、移行先の各省庁において、交付金のメニューの大幅な簡素化や事務手続の簡素化などの適用改善などを行うことで、地方の意見を踏まえつつ、より使い勝手の良い制度に改めたところであります。

したがって、これらにより地域の自主自立が失われるというようなことはないと考えております。

地方交付税についてのお尋ねがありました。平成二十五年年度の地方財政計画におきましては、社会保障関係費の増加などの財政需要を適切に反映して歳出を計上いたしております。その上

で、地方が安定的な財政運営を行えますように、地方税、地方交付税などの地方の一般財源の総額につきましては、平成二十四年度と同じ水準の五十九兆八千億円を確保し、地方財政及び地域経済に最大限配慮をいたしておるところです。

したがって、安倍政権は地方の財政需要を軽視し、地方にしわ寄せをしているとの御指摘は当たらないと存じます。

なお、平成二十五年年度予算の公共事業関係費は増額となつておりますが、これは、地域自主戦略交付金の廃止に伴い、事業を各府省の交付金に移行したことによるものが大半でありまして、この要素を除けば、ほぼ前年度並みということになっております。その上で、国民の命と暮らしを守るインフラ老朽化対策や防災対策などにしっかりと取り組むこととしたしており、ばらまきの御指摘は当たらないと考えております。

民間賃金と地方公務員の給与削減についてのお尋ねがありました。

民間賃金は、各企業の業績や債務や、また内部留保等々、設備投資の状況などを総合的に踏まえて決定されるべきものであると、御存じのとおりです。

また、地方公務員の給与の見直しにつきましては、削減額に見合うだけの事業費として、防災・減災事業と地域の元気づくり事業を地方財政計画の歳出に計上することとしていたしており、地方経済にマイナスの影響を及ぼすことがないよう配慮しているところでもあります。

したがって、今回の地方公務員給与の削減要請が直ちに地域経済の回復や民間賃金の上昇機運に水を差すことにはならないと、さよう考えております。

次に、物価安定目標と消費税率引上げや地方公務員給与削減との関係についてお尋ねがあつております。

第二次安倍内閣では、二％の物価安定目標の下、日銀が大胆な金融緩和を推進するとともに、政府が機動的な財政政策として民間投資を喚起する成長戦略を実施するという三本の矢によりまして、長引く円高・デフレ不況から脱却することを目指しております。

議員が今お尋ねになりました、消費税の引上げと地方公務員の給与の引下げが景気にマイナスに働きかねないことが第二次安倍内閣の政策の方向性に反するのではないかと御指摘かと存じますが、まず、消費税の引上げを含む社会保障と税の一体改革は、これは持続可能な社会保障制度を確立し、加えて国民の暮らしに安心を取り戻すために必要な施策と思っております。これは、持続的な経済成長を図るために市場の信頼を確保する上で必要不可欠な施策とも考えております。

なお、消費税率の引上げにつきましては、法律で来年四月に実施することが決まっておりますが、本年秋に、税制抜本改革法附則第十八条に規定されておりますとおり、名目及び実質の経済成長率、また物価の動向など、経済指標をいろいろ確認をさせていただき、経済状況を総合的に勘案して判断をすることとされております。

また、地方公務員給与の削減の要請は、防災・減災、地域の経済活性化といった課題に対応するために行ったものであります。給与削減額に見合った事業費を地方財政計画の歳出に計上し、全体として地方経済にマイナスの影響を及ぼすことがないように最大限配慮してまいります。したがって、これもデフレ不況からの脱却を目指す三

本の矢の方針に反するものではないと考えております。

最後に、日本経済再生についてのお尋ねがありました。

強い日本経済を取り戻すことは、この内閣に課せられました多分最大の課題であります。大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略、この三本の矢を同時に撃つことにより、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を伴う確かな経済再生につなげていきたいと考えております。

御指摘のありました、一番問題なのが三本目の矢のところなんだという点で御指摘になっているんだと思いますが、日本には再生医療とかロボットを含めまして、新エネルギー、クール・ジャパンを体现する御指摘のありましたサブカルチャーコンテンツ、いろいろあります。いい話だと私も思うんですが、私が出しました予算案は、おたくが当選されれば、民主党でこれ否決されておりますので、あなたが早く当選しておいてもらえばそれはそんなことはなかったと大変残念に思っているところなんです。

いずれにしても、こういった大きな可能性を持ったものというのは、世界に誇れる潜在力とか技術力というのはもうある、分かる人には分かるんですけれども、全然そういうことじゃない方もいらっしゃると思いますので、いずれにしても、こうした強みというものを生かしながら、世界に先駆けでデフレ不況からの脱却というものを實現して、そして、世界にその解決策、将来起こるであろう、おたくたちでも起こるであろうデフレに対して、うちはこういう解決策をやったという先駆的な案を實現してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇、拍手)

○国務大臣(田村憲久君) 樽井議員からは一問、中小企業の賃上げに関するお尋ねをいただきました。

三月十三日以降、自動車、電機などの民間主要組合に対して、各企業から賃金と一時金に関する回答が示されました。賃金は多くの企業で定期昇給相当分を維持する内容でありますけれども、流通産業などではベースアップを示した企業も見られます。また、一時金は、自動車産業など業績が改善している企業において前年比増の回答も行われております。

これから四月にかけて、引き続き中小企業の労使を含め交渉が行われますけれども、ここでも十分な話し合いが行われ、企業の業績に照らして円満な解決が図られることを期待いたしております。(拍手)

○議長(平田健二君) 横山信一君。

(横山信一君登壇、拍手)

○横山信一君 私は、公明党を代表して、地方税法、交付税法に関して質問いたします。

この度の税制改正は、成長と富の創出の好循環を實現するための措置が掲げられています。この中には公明党が主張してきた暮らしに配慮した減税が数多く盛り込まれており、成長と富の背景にある生活者や中小企業にも目配りのある税制改正となっております。

初めに、少額投資非課税制度、いわゆる日本版ISAの創設について伺います。

これについては、証券業界などから投資促進への期待の聲が上がっています。しかし、専用口座は一人一つしか開設できないため、金融機関同士

の顧客獲得競争が激化するとの指摘がある一方で、金融機関の取組には温度差があります。二十五兆円とも言われる個人投資マネーを株式に取り込み、日本版ISAを成功に導くためにどうするのか、金融担当大臣に伺います。

次に、自動車取得税に関連して伺います。今般の税制改正では、公明党が一貫して主張してきた自動車関連税制が見直されました。

道路特定財源が一般財源化されてからは、車体課税の根拠が乏しいまま課税される状況が続いてきました。この度、自動車重量税は老朽化した道路の維持管理や更新のための財源と位置付けられ、課税根拠が明確になったことは評価できるところです。

また、二〇一四年四月にはエコカー減税が恒久化され、二〇一五年十月には自動車取得税が廃止されます。自動車本体価格の五%が課せられる取得税の廃止は、消費税の五%アップ分の影響を相殺するものとなっております。

一方、自動車取得税は、地方にとって重要な財源であるため、二〇一四年度税制改正で代替財源を検討することになっています。これは、政権交代から一か月という時間的な制約の中でまとめ上げたことを考えると、慎重な議論のためにはむしろ的確な決断であったと思います。今後の財源確保について、総務大臣に伺います。

今般の税制改正では、公益事業者による南海トラフ地震などに備えた鉄道施設の課税特例措置や社会インフラの防災・減災点検に経費負担軽減措置が導入されています。

明日起こるかもしれない大規模災害に備えた防災・減災対策を推進するためには、公共事業によるインフラ整備だけではなく、こうした税負担軽減

減措置を伴う民間活力の導入を今後も進めるべきと考えますが、官房長官の見解を伺います。

次に、公明党が推進を主張してきた住宅ローン減税の拡充について伺います。これは二〇一三年末に期限切れとなる減税措置を四年間延長するもので、年末のローン残高の二%を十年間にわたって所得税や住民税から差し引く仕組みです。

消費増税は住宅需要に大きく影響することが懸念されていますので、住宅ローン減税は増税に伴う負担増を相殺するものとして期待されます。

そこで、住宅ローン減税は課税負担を長期的に平準化することになるのか、総務大臣の見解を伺います。

次に、地方財源の確保に関して伺います。

地方財政の収支見通しでは、毎年度に財源不足が発生しており、今年度の地方財政対策では、地方公共団体機構の公庫債権金利変動準備金を活用できるようにいたしました。毎年度、何とかやりくりしているのが地方財政対策と言えるでしょう。

そこで、二〇一四年度以降の安定的な地方一般財源総額の確保に向け、どのような見直しを持っているのか、総務大臣に伺います。

二〇〇八年度税制改正で導入された地方法人特別税と譲与税は、地域間の税源偏在を是正するため、税制抜本改革が行われるまでの暫定措置として設けられました。これらは、二〇一一年度までに法制上の措置を講ずることになっていましたが、民主党政権下では改革の方向性が示されるにとどまりました。現在は、総務省に設置された検討会で見直しに向けた作業が進められています。そこで、消費税率が引き上げられるまでに結論を出すのか、総務大臣に伺います。

企業活動の活発化に向け、法人税率の引下げを望む声があります。しかし、これには住民税と事業税が含まれており、これらは地方税収の二〇％に達する有力な財源となっています。また、法人課税は地方税制になじまないとの議論があります。

そこで、税収が安定的な地方税体系の構築を進めるとされた二〇〇八年度税制改正を踏まえ、地方法人課税はどのようにあるべきかを総務大臣に伺います。

次に、投資と雇用の促進のために新設される措置について伺います。

国税の法人税に新設されるこれらの措置は、地方税の法人住民税及び事業税にも適用されます。具体的には、生産設備への投資が減価償却費を超える場合の税額控除や、中小企業技術基盤強化税制の拡充などが中小企業に限って地方税にも適用されます。しかし、これらの恩恵は大企業や製造業に偏っているとの批判があります。グローバル経済の進展の中で最も疲弊したのは地方経済でした。都市部に資源と人材を提供する地方の暮らしをどう守るかは重要な課題です。

そこで、継続的な成長を確保するためにも地方の中小企業に視点を注ぐ税制が求められると考えますが、官房長官の見解を伺います。

次に、東日本大震災に関する措置について伺います。

津波被災地では、市町村長が指定した区域の土地や家屋には固定資産税と都市計画税が課税免除となっており、二〇一三年度も一年間継続されます。被災状況に応じた復興のためには、弾力的な復興交付金事業を実施するのはもちろんのこと、税制措置においても柔軟な対応が求められています。

と考えます。

そこで、津波被害区域の税制措置の延長は二〇一四年度以降どうするのか、その見通しを伺います。また、単年度措置となっているのは自治体の役所機能が失われたことに対する特例と承知していますが、こうしたことを含め、今後の制度の在り方を検討すべきと考えますが、総務大臣の見解を求めます。

最後に、サックス演奏者のウエイン・ショーターは著書の中で、ハリケーン・カトリナによって水没したニューオーリンズの復興を通じて、問題を先送りしようとする傾向性を克服する重要性を述べています。

国や立場の違いはあっても、先送りは許されないの、復興は進むのかとの疑心暗鬼に対し、今、ここで、直ちにこの思いで、結果を出す政治に公明党は全力を尽くすことを申し上げ、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣新藤義孝君登壇、拍手)
○国務大臣(新藤義孝君) 横山信一議員から六点のお尋ねをいただきました。

まず、自動車取得税の廃止に伴う代替財源の確保についてお尋ねがございました。

平成二十五年度与党税制改正大綱においては、自動車取得税に代わる安定的な財源の具体的な内容は平成二十六年税制改正で結論を得ることとされており、総務省といたしましては、今後、与党における議論の状況を踏まえつつ、地方団体の御意見も伺いながら、必要な地方財源の確保が図られるように検討してまいりたいと存じます。

次に、住宅ローン減税についてのお尋ねでござ

います。

今回の改正案は、消費税率の引上げの前後における住宅需要を平準化する観点から、所得税における住宅ローン控除制度が延長、拡充されることに伴い、所得税における住宅ローン控除拡大の効果に限定的な中低所得者に配慮し、個人住民税における住宅ローン控除制度も延長、拡充しようとするものでございます。

このような所得税及び個人住民税における住宅ローン減税の拡充とともに、住宅ローン減税の効果に限定的な所得層に對しましては適切な給付措置を講じることとされており、これにより住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和することができるとはなないかと、このように考えております。

次に、一般財源総額の確保についてでございます。

平成二十五年度の地方財政計画においては、社会保障関係費の増加等を適切に反映して歳出を計上した上、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう一般財源総額について平成二十四年度と同水準を確保いたしております。平成二十六年以降においても、地方が安定的に財政運営が行うことができるよう地方一般財源総額を適切に確保してまいりたいと、このように考えております。

次に、地方法人特別税・譲与税の見直しについてのお尋ねでございます。

地方法人特別税・譲与税については、税制抜本改革法に基づき、今回の改革に併せて抜本的に見直すこととしております。このため、地方法人課税の在り方、見直しによる地域間の税源偏在の是正策とともに、御指摘の検討会において幅広く検

討を行っております。最初の地方消費税率の引上げ時期である平成二十六年四月までには、その内容を明らかにできるよう鋭意検討を進めてまいります。

次に、地方法人課税の在り方についてでございます。

地方法人課税は、地方の行政サービスから受益する企業に応分の負担を求めるものであり、地方団体に對しても企業誘致等により税収を増やす努力を促す重要な意味を持つものと考えております。また、地方法人課税は、御指摘のとおり、地方税収の全体の約一八％を占める基幹的な税源であります。税収の安定性の高い税体系の構築に向けて引き続き取り組んでまいります。

最後に、東日本大震災に係る津波被災区域の課税免除措置についてのお尋ねがありました。

東日本大震災に係る津波被災区域の課税免除措置は、津波被災直後の状況、すなわち非常に多くの土地、家屋が滅失、損壊し、市町村の行政機能も大きく損なわれた状況、これらを踏まえ、従前にはない異例の措置として講じられてきたものでございます。

本来、震災後、復旧・復興の進展に応じて通常の課税に移行することが望まれておりますけれども、なお時間が必要な区域が存在しております。

このため、被災地の要望も踏まえ、平成二十五年度においても、今回の改正法案において現在の課税免除措置等の仕組みを一年間延長することとしており、このように考えております。

平成二十六年以降については、本特例措置が異例のものであること、被災地の復興が地域によって大きく異なることなど、これらを踏まえ、復興庁、関係地方団体からの御要望、意見等を十

分に勘案して、被災地の現状に即したものとなるようにその取扱いを検討してまいりたいと存じます。

以上であります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 横山先生から一問、日本版ISA、インデビジュアル・セービング・アカウントのことだと思えますけれども、少額投資非課税制度というのを訳して日本版ISAとよく言われておりますが、これを成功に導く取組についてというお尋ねがあつております。

この日本版ISA、少額投資非課税制度を利用して幅広い家計が資産形成を行っていくためにはどうすればということで、制度の内容がしつかりと認知されるということが不可欠だと存じます。約一千五百兆を超えます個人金融資産のうち、現預金が八百兆を超えておるといのは、かなり現預金に偏っているという現状に照らしてこの方法が考えられたんだと思いますが、業界団体におきましては、業態横断的な協議会を設置して、制度の内容や留意事項などにつきまして広く情報を共有すると同時に、積極的に制度の広報を行う予定というふうに聞いております。

また、金融庁といたしましては、関係業界団体などに対しまして、改正の内容についての説明会を開催するなど、制度の周知に努めていきたいと考えており、引き続き、業界団体なども連携して、制度の広報に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 横山議員の二問の質問にお答えをいたします。

防災・減災対策への民間活力の導入について御質問がありました。

民間活力の導入による防災・減災対策の措置は非常に重要であると認識をいたしております。今般の税制改正においても、南海トラフ地震などに備えた鉄道施設の固定資産税の特例措置に加えること、都市再生緊急整備地域における民間の備蓄倉庫に対する固定資産税等の特例措置や、防災対策が実施された物流効率化施設に対する固定資産税等の特例措置等により、民間企業の防災・減災対策を促進をしようとしているところであります。今後とも、民間活力を活用して、大規模災害に備えてまいります。

次に、地方の中小企業にも視点を注ぐ税制についてお尋ねがありました。

中小企業・小規模事業者は、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在であり、税制においても、従来から、中小企業に対する法人税率の軽減や中小企業投資促進のための税制措置を講じてきているところであります。

これらに加え、今回の税制改正では、緊急経済対策の一環として、中小法人の交際費課税の特例の拡充や、商業、サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善のための設備投資を支援する税制措置を新たに講じることとしたしております。こうした措置を通じて、引き続き中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(平田健二君) 寺田典城君。

(寺田典城君登壇、拍手)

○寺田典城君 みんなの党の寺田典城でございます。私は、みんなの党を代表し、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案、地方

交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び平成二十五年度地方財政計画について質問をいたします。

安倍政権は、いわゆるアベノミクス、三本の矢、すなわち大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略により、経済再生とデフレ脱却を実現するとしております。これに対する国民や市場の評価は高いようです。円安が進み、株価が上がり、内閣支持率も高い状況にあります。この好調に、安倍内閣はお花畑の中にいるように見えます。

私は、アベノミクスは是非とも成功してもらいたいと願っております。しかし、もし失敗したらどうなるのか真剣に考えている人は、果たして総理を含め内閣の中にいらっしゃるでしょうか。

さきに成立した二十四年度補正予算は、国の財政支出が十二兆円、民間や地方による負担分も含めれば二十・二兆円の事業規模となりました。これによって、GDPが二割押し上げられ、約六十万人の雇用が創出されると政府は説明しています。

確かに、一時的には仕事は増えるでしょうし、経済は潤うでしょう。しかし、そのほとんどは公共事業と一部の業界だけの話ではないでしょうか。私は、むしろ国際化対応できる教育や海外とのやり取りができる民間の人材育成にも思い切つて予算を付けてほしいと切望します。

歴代の自民党内閣のとき、景気浮揚対策で財政出動をし、地方債、いわゆる景気対策債を発行させました。その結果、自治体には財政力以上の身に余るインフラと借金が残されました。そういう実態があることを新藤総務大臣はどう認識されているのか、お聞かせください。

以前は、消費は美德と言われ、大量に消費する

のが当たり前の時代がありました。しかし、今の消費者の意識は、少子高齢化が進み、将来への不安もあり、過剰に消費する社会から、シェアして、循環する社会への転換期を迎え、エコでスマートな消費に変化しています。以前のように、単純に景気が上がる時代ではないのです。

民間企業は、国際会計基準に照らし、持ち過ぎた資産を減損処理します。パナソニック、ソニー、シャープ、みんなそうです。国もそのようなランニングコストを減らす、処分するための予算、いわゆるレス・イズ・モアの予算を付けるべきだと思います。

かつて安倍総理は小泉内閣の官房長官として、また、麻生財務大臣は同じく小泉内閣の総務大臣として、当時のドラスチックとも言える地方交付税改革、プライマリーバランスの改善に取り組みました。これにより、平成十五年当時、二十三・九兆円まで膨れ上がった地方交付税総額は、平成十九年には十七・八兆円まで縮小しました。そして、国と地方のプライマリーバランスも、対GDP比マイナス五・三％からマイナス一・一％まで改善されました。

さて、その当時の総務大臣であられた麻生財務大臣にお聞きします。

先月二十八日の安倍総理による施政方針演説でも、御自身の財政演説でも、財政健全化目標の実現を目指すと重ねて述べられました。目指すだけです。

これまでの政府試算では、仮に消費税一〇％への引上げを行ったとしても、二〇二〇年までのプライマリーバランスの黒字化は達成できないといわれています。では、どうすれば国際公約である財政健全化目標を実現できるのですか。その手法を具体的な数値も併せてお示しください。

新藤総務大臣にお伺いします。

財政健全化目標である、プライマリーバランスの黒字化に向けて、地方側ができる努力は一体何ですか。考え得る手段を具体的に告示していただきたい。

多くの方は、当時の小泉改革によって地方は悲鳴を上げたと批判しています。そのとき、私は、秋田県知事としてまさに現場におりました。当時の経験から申し上げれば、金がないから知恵を出して乗り切るように努力しました。プライマリーバランスが良くなり、財政再建ができて、将来に希望が持てるようになりました。だからこそ、平成の大合併も進みました。

今の財政状況では、国も地方も歳出を大胆に減らさなくてはなりません。要求団体と化している地方に良い顔をするやり方を続ければ、プライマリーバランスの黒字化など到底達成は不可能であります。地方から批判を受けようとも、地方交付税や臨時財政対策債を含む地方財政の在り方にメスを入れざるを得ません。

新藤総務大臣にお伺いします。

地方一般財源総額を対前年度で実質同水準に維持するという財政運営戦略、中期財政フレーム上の方針がありますが、これを見直す意思がありますか、それとも今後とも維持し続けるのですか、現時点でのお考えを告示してください。御答弁ください。

国と地方の財政において特にいびつな構造になっているのは、臨時財政対策債を始めとする地方の借金です。よく報道では、国の借金が一千兆円、地方の借金が二百兆円という数字が取り上げられます。しかし、地方が実質的に負担する借金はその二百兆円のうちの四割程度だけで、残り六割は国が肩代わりしているということは余り知ら

れておりません。

新藤総務大臣にお伺いします。この事実関係を確認させていただくとともに、その状況を御覧になって、率直にどう思われますか。大臣御自身の考えをお答えください。

また、麻生財務大臣、新藤総務大臣双方にお伺いします。こういった事実も含めて、国の借金、地方の借金が果たしてどういう構造になっているのか、見せかけではない、ありのままの姿を広く国民にデイスクロージャーしていくべきだと思いますが、いかがですか。

源泉徴収制度により給料から税金が天引きされる給与所得者が多い我が国では、国民の納税に関する意識が弱いと言われています。次世代を担う若者に、納税者として国、地方、政府の税金の使い道に関心を持たせ、税の意識を育てるために、義務教育時代から税の教育が必要だと考えます。この点について、租税教育を行う現場としての文部科学省、その教育の中身を考えるべき国税庁、総務省それぞれに対して、どう考えているか、お聞きします。

安倍総理は、さきの衆議院選挙に際して、日本を取り戻すとおっしゃいました。百二十人ほどだった自民党は二百九十五人と大躍進し、逆に約三百人いた民主党は六十人程度になり、政権交代を実現しました。

政権交代を果たした自民党政権からは、もう少し踏み込んだ内容の法律が出てくるのではないかと期待しておりました。しかし、この夏の参議院選挙までは安全運転のつもりなのでしょうか、今回の法律などを見る限り、新しい切り口のない無難な中身になっているのではないかと感じております。一体何を取り戻したかったのですか。多くの政治家は選挙で負けることを恐れていま

す。しかし、政治生命というものは、負けたら終わりではなく、疑問を感じたら恐れずに行動し続けること、それができるうちは政治生命は不滅だと考えます。しがらみにとらわれず、何物にもおこせず行動する、それによって、落選した人も各政党も役割を果たし続けるのです。

安倍総理は、政治は結果だともおっしゃいます。十八年間地方自治の現場を体験した身からすれば、政治は、そのときの結果だけでなく、国民の将来にまで責任があると思います。政治は、今を生きるより将来のために行動すべきです。冒頭にも申し上げましたが、アベノミクスは成功してほしいと願っています。しかし、もし失敗したら、間違いないこの国は財政的に破綻します。そうなったら、安倍政権はどう責任を取るのですか、麻生副総理にお聞きします。

最後に、「あした浜辺をさまよえば昔のことぞしのぼる」、この歌は、秋田県出身の作曲家、成田為三が作った「浜辺の歌」であります。国が財政的に破綻して浜辺をさまよふようなことがないようにしてください。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇、拍手〕

○国務大臣(新藤義孝君) 寺田典城議員から六点のお尋ねをちょうだいいたしました。

まず、地方の公共施設と地方債についてでございます。

地方公共団体における公共施設の整備は、それぞれの地域における住民ニーズや財政状況を踏まえ、国の経済対策にも機動的に対応しつつ行われてきたものと認識をしております。公共施設の整備に活用した建設地方債の残高は、平成十四年度をピークに着実に減少しております。

公共施設については、各地方公共団体におい

て、地域の人口動態や施設の利用状況、管理コスト、経過年数等を総合的に勘案し、住民の理解を得ながら、その効率的、効果的な配置を検討、判断していくことが必要だと、このように認識をしておるわけであります。

次に、財政健全化に向けた方策についてのお尋ねでございます。

政府においては、二〇一五年度までに国、地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を二〇一〇年度の水準から半減し、二〇二〇年度までに黒字化するとの財政健全化目標の実現を目指すこととしています。

このため、地方財政については、歳入面において地域経済の活性化等を通じて地方税収等を確保するとともに、歳出面については経費全般の節減合理化に努めることが必要であると、このように考えております。

次に、一般財源総額についてのお尋ねでございます。

地方が安定的な財政運営を行っていくためには必要な一般財源総額を確保することが重要であり、平成二十五年においても前年度と同水準を確保いたしました。

今後、政府といたしましては、年次骨太方針を取りまとめるとともに、財政健全化目標を実現するための中期財政計画の具体化の検討を進めていくこととしております。地方財政については、こうした動向や地方の要望等を踏まえて適切に対応していく必要がありますが、いづれにいたしましても、引き続き、地方が安定的に財政運営を行えるよう、一般財源総額の適切な確保を図ってまいります。

次に、地方の借入金についてお尋ねがございました。

平成二十三年度決算における地方の借入金等の残高のうち、交付税特会借入金等を除いた地方債残高等百七十九兆円に対する普通交付税の基準財政需要額への算入見込額は九十八兆円、五五%でございます。

地方債の元利償還金への交付税措置については、財源不足対策や地域、年度で偏在がある地方債への措置であると考えており、必要であると考えておりますが、地方の借入金残高が多額である状況に鑑みて、景気回復、地域活性化を進め、そして地方財政の健全化に取り組んでいくことが重要だと、このように考えております。

次に、国、地方の借金の構造のデブスクロージャーについてのお尋ねでございます。

国民に対する地方財政に関する情報の開示は極めて重要であります。総務省においては、地方財政白書による地方財政全体の状況に関する情報を始め、各地方公共団体の決算や健全化判断比率の状況等についても、ホームページを含め、公表しております。その中で、地方公共団体の将来負担額については、基準財政需要額への算入見込額も分かるように公表をしているところでございます。

最後に、租税教育についてのお尋ねがございました。

租税の役割についての国民の理解を深めるため、租税教育の充実を図ることは重要と認識しております。

そのため、平成二十三年十一月には、総務省、文部科学省、国税庁等で租税教育推進関係省庁等協議会を発足させ、租税教育を推進する環境の整備に取り組んでいます。

また、地方自治体においては、小中学生を対象とした租税教室の開催や、県税事務所等での職場

体験など、様々な取組を行っているものと承知をしております。

総務省としては、地方自治体に対して租税教育の充実に向けた一層の取組を依頼したところであり、今後も関係機関と協力しながら租税教育の充実に努めてまいります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 寺田先生から四問ちようだいたしました。

財政健全化目標のための手法についてお尋ねがっております。

政府としては、財政健全化に向けて、国、地方のプライマリーバランスにつきましては、御存じのように、二〇一五年度までに赤字の対GDP比を二〇一〇年度の水準から半減、二〇二〇年度までに黒字化することの目標を実現してまいりたいと考えております。

このため、二十五年度当初予算につきましては、この財政健全化目標を踏まえて、実に四年ぶりに税収が公債金を上回る状態を確保するなど引き締まった予算とし、二〇一五年度の目標達成へ向けた第一歩を着実に踏み出したところだと考えております。

他方で、議員御指摘のとおり、昨年八月に公表されました経済財政の中長期試算によれば、たとえ平成二十七年十月から消費税率の一〇%への引上げを実施したところでも、なお二〇二〇年度の黒字化目標達成には更なる収支改善が必要との姿が示されておりますが、まずは、二〇一五年度の赤字半減目標達成に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後、財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋につきましては、経済財政諮問会議等に

おいてその検討を進めてまいります。その上で、財政健全化目標を実現するための中期財政計画を年央をめどに作成をいたしたいと考えておるところであります。

国と地方の借金についてのお尋ねがございました。

国と地方の財政は密接に関係しております。したがって、財務省におきましては、国と地方の長期債務残高や、国の公債残高の増加額のうち、地方の財源不足の補填を要因とした金額などの資料を公表いたしております。寺田先生御指摘のとおり、地方の借金を国が実質的に負担をしております部分に関するデータは、地方財政白書におきまして公表されているのは御存じのとおりであります。

今後とも、国と地方を含めまして、日本の財政状況について分かりやすい資料を公表し、国民の理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、租税教育の必要性についてのお尋ねがありました。

先ほど総務大臣からも答弁がございましたが、次代を担う児童生徒が国の基本ともなります租税の意義や役割を正しく理解することは、大変重要なことであろうと考えております。このため、国税庁におきましても、関係省庁及び税理士会などの民間団体と連携して、租税教室への講師派遣など、租税教育の充実に努めているところであり、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、経済財政運営についての責任の在り方についてのお尋ねがありました。

言われるまでもなく、政治は結果責任であります。

す。現在だけでなく、国民の将来にも責任を有することはもとより覚悟しているところでもあります。いわゆる三本の矢により経済の再生を確実に進めるとともに、財政健全化を着実に進め、現在及び将来の国民のために豊かな日本を取り戻すということが第二次安倍内閣に課せられた責務であり、そのために全力を尽くしてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣下村博文君登壇、拍手)

○国務大臣(下村博文君) 寺田議員から、租税教育の必要性についてお尋ねがありました。

子供たちに国民生活の安定と向上のために重要な働きをしている租税の大切さ等について理解させることは、極めて重要です。このため、学校教育では、学習指導要領に基づき、小中高等学校において社会科、公民科の中で、租税の意義や役割、納税の義務など、租税に関する指導を行っております。

また、文部科学省では、租税教育推進関係省庁等協議会に主体的に参画するとともに、学校教育における租税教育の充実を図るため、全国の子供たちに対する租税教育の取組に関する情報提供などを行っているところでございます。

今後とも、総務省及び国税庁とともに連携を図りつつ、学校における租税教育の充実に向けてまいります。(拍手)

○議長(平田健二君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長 平田 健二君
副議長 山崎 正昭君
議員 田村 智子君
吉田 忠智君
藤巻 幸夫君
山内 徳信君
行田 邦子君
又市 征治君
井上 哲士君
松田 公太君
中谷 智司君
寺田 典城君
松野 信夫君
林 久美子君
市田 忠義君
川田 龍平君
シレン マルティ君
岩本 司君
増子 輝彦君
櫻井 充君
長浜 博行君
小川 敏夫君
樽井 良和君
自見庄三郎君
大野 元裕君
西村まさみ君
田城 郁君
江崎 孝君
金子 洋一君
牧山ひろえ君

山田 太郎君
紙 智子君
真山 勇一君
大門実紀史君
福島みずほ君
齋藤 嘉隆君
中西 健治君
植松恵美子君
山下 芳生君
柴田 巧君
室井 邦彦君
蓮 舫君
米長 晴信君
柳澤 光美君
榛葉賀津也君
水野 賢一君
福山 哲郎君
郡司 彰君
藤原 正司君
浜田 和幸君
小西 洋之君
石橋 通宏君
安井美沙子君
徳永 エリ君
難波 奨二君
有田 芳生君
金子 恵美君
川合 孝典君

徳永 久志君
轟木 利治君
藤末 健三君
大久保 勉君
白 眞勲君
鈴木 寛君
高橋 千秋君
広田 一君
岡崎トミ子君
一川 保夫君
池口 修次君
直嶋 正行君
玉置 一弥君
森田 高君
中山 恭子君
松下 新平君
松浦 大悟君
磯崎 仁彦君
大河原雅子君
加賀谷 健君
赤石 清美君
長谷川大紋君
津田弥太郎君
加藤 敏幸君
小泉 昭男君
中川 雅治君
山谷えり子君
山上浩太郎君
前田 武志君
江田 五月君
小坂 憲次君
丸川 珠代君
川崎 稔君
武内 則男君
前川 清成君
小見山幸治君
那谷屋正義君
松井 孝治君
小林 正夫君
大塚 耕平君
柳田 稔君
輿石 東君
水岡 俊一君
北澤 俊美君
水戸 将史君
島尻安伊子君
横峯 良郎君
片山さつき君
石井 浩郎君
岩井 茂樹君
相原久美子君
藤谷 光信君
青木 一彦君
藤本 祐司君
芝 博一君
北川イッセイ君
末松 信介君
神本美恵子君
藤井 基之君
岡田 広君
田中 直紀君
鴻池 祥肇君
山東 昭子君
佐藤 正久君

若林 健太君
佐藤ゆかり君
藤川 政人君
舩添 要一君
宇都 隆史君
高階恵美子君
中原 八一君
古川 俊治君
塚田 一郎君
中村 博彦君
野村 哲郎君
岡田 直樹君
山本 順三君
宮沢 洋一君
脇 雅史君
磯崎 陽輔君
橋本 聖子君
谷川 秀善君
中曽根弘文君
吉田 博美君
武見 敬三君
秋野 公造君
横山 信一君
谷 亮子君
山本 博司君
平山 幸司君
石井 準一君
山本 香苗君
藤原 良信君
猪口 邦子君
加藤 修一君
長沢 広明君
荒井 広幸君
渡辺 猛之君
長谷川 岳君
上野 通子君
熊谷 大君
中西 祐介君
丸山 和也君
大家 敏志君
石井みどり君
二之湯 智君
松村 祥史君
水落 敏榮君
川口 順子君
関口 昌一君
岩城 光英君
松山 政司君
鈴木 政二君
松村 龍二君
溝手 顕正君
山崎 力君
竹谷とし子君
はた ともこ君
石川 博崇君
三原じゅん子君
谷合 正明君
平山 誠君
浜田 昌良君
渡辺 孝男君
亀井亜紀子君
福岡 資麿君
荒木 清寛君
主濱 了君

佐藤 公治君
加治屋義人君
世耕 弘成君
西田 実仁君
森 ゆうこ君
愛知 治郎君
山本 一太君
木庭健太郎君
山口那津男君
谷岡 郁子君
鶴保 庸介君
松 あきら君
広野ただし君
金子原二郎君
林 芳正君
森 まさこ君
白浜 一良君
草川 昭三君

内閣総理大臣 安倍 晋三君
財務大臣 麻生 太郎君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(金融)) 新藤 義孝君
国務大臣(内閣府特命担当大臣(地方分権改革)) 下村 博文君
文部科学大臣 田村 憲久君
厚生労働大臣 太田 昭宏君
国土交通大臣 菅 義偉君
国務大臣(内閣官房長官) 世耕 弘成君
内閣官房副長官 坂本 哲志君
内閣官房副長官 小渕 優子君

議員派遣中の議員
尾立 源幸君
小野 次郎君

議長の報告事項

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

大野 元裕君
金子 洋一君

補欠

小西 洋之君
徳永 エリ君

議院運営委員

辞任

小西 洋之君
徳永 エリ君

補欠

大野 元裕君
金子 洋一君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号)

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第二十八号)

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(閣法第二十九号)
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)
株式会社海外需要開拓支援機構法案(閣法第三二号)

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第三三号)
港湾法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大牟田労災病院廃止に伴う確認書に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第五九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦君提出地方活性化策に関する質問に対する答弁書(第四八号)
参議院議員松田公太君提出インターネットを用いた請願制度に関する質問に対する答弁書(第四九号)

参議院議員林久美子君提出幼児教育無償化に関する質問に対する答弁書(第五〇号)
参議院議員山田太郎君提出日本銀行総裁等役員の退職手当の在り方に関する質問に対する答弁書(第五一号)

参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言に関する質問に対する答弁書(第五二号)
同日本院は、日本銀行総裁に黒田東彦君を、同副総裁に岩田規久男君及び中曾宏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十五年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告を受領した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

白 眞勲君
田城 郁君

補欠

山田 太郎君

文教科学委員

辞任

山田 太郎君
柴田 巧君

農林水産委員

辞任

山田 太郎君
柴田 巧君

国土交通委員

辞任

田城 郁君
白 眞勲君

補欠

竹谷とし子君

決算委員

辞任

石川 博崇君
竹谷とし子君

議院運営委員

辞任

大野 元裕君
長浜 博行君
竹谷とし子君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

国の出先機関に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第五六号)
拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第五七号)
日本郵政グループの企業価値の向上等に向けた麻生太郎大臣の役割に関する質問主意書(森田高君提出)(第五八号)

同日議長は、張徳江中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会委員長選出に際し、同委員長宛祝辞を発送した。

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

岡崎トミ子君
江崎 孝君
田城 郁君
白 眞勲君

補欠

山崎 力君

文教科学委員

辞任

齋藤 嘉隆君
徳永 久志君
熊谷 大君
武見 敬三君
山田 太郎君
柴田 巧君

補欠

石川 博崇君

厚生労働委員

辞任

梅村 聡君
大久保潔重君
武見 敬三君
熊谷 大君

農林水産委員

辞任

金子 恵美君
大久保潔重君
岩井 茂樹君
山田 太郎君

経済産業委員

辞任

轟木 利治君
梅村 聡君
岩井 茂樹君
福岡 資麿君

国土交通委員

辞任

大河原雅子君
吉川 沙織君
白 眞勲君
田城 郁君
佐藤 信秋君
中西 祐介君
山崎 力君
二之湯 智君

環境委員

辞任

徳永 久志君
齋藤 嘉隆君

決算委員

辞任

竹谷とし子君
石川 博崇君

議院運営委員

辞任

長浜 博行君
大野 元裕君
石川 博崇君
竹谷とし子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 前川 清成君 (江田五月君の補欠)

理事 磯崎 仁彦君 (磯崎仁彦君の補欠)

理事 岸 宏一君 (森まさこ君の補欠)

財政金融委員会

理事 尾立 源幸君 (大塚耕平君の補欠)

理事 金子 洋一君 (田中直紀君の補欠)

理事 西田 昌司君 (若林健太君の補欠)

厚生労働委員会

理事 足立 信也君 (大久保潔重君の補欠)

農林水産委員会

理事 郡司 彰君 (岩本司君の補欠)

理事 徳永 エリ君 (小川勝也君の補欠)

経済産業委員会

理事 大久保 勉君 (大島九州男君の補欠)

理事 安井美沙子君 (前川清成君の補欠)

環境委員会

理事 西村まさみ君 (ツルネンマルティ君の補欠)

理事

松井 孝治君 (柳田稔君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その一)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

六・三・三・四制の抜本的な見直しに関する質問主意書(江口克彦君提出)(第六〇号)

地方公務員の給与改定に関する質問主意書(斎藤嘉隆君提出)(第六一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員井上哲士君外一名提出キャンプ富士等へのオスプレイ配備・訓練に関する質問に対する答弁書(第五三三号)

参議院議員藤末健三君提出医療・介護分野に重点を置いた経済成長と雇用確保の在り方に関する質問に対する答弁書(第五四四号)

参議院議員藤末健三君提出トラック運送事業者に対する燃料価格高騰による影響の軽減対策に関する質問に対する答弁書(第五五五号)

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

江崎 孝君

世耕 弘成君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

参議院議員藤末健三君提出トラック運送事業者に対する燃料価格高騰による影響の軽減対策に関する質問に対する答弁書(第五五五号)

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

江崎 孝君

世耕 弘成君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

参議院議員藤末健三君提出トラック運送事業者に対する燃料価格高騰による影響の軽減対策に関する質問に対する答弁書(第五五五号)

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

江崎 孝君

世耕 弘成君

外交防衛委員

石井 一君

廣田 一君

大久保潔重君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

財政金融委員

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

文教科学委員

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

厚生労働委員

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

農林水産委員

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

経済産業委員

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

環境委員

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

総務委員

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

予算委員

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

大塚 耕平君

法務委員

辞任

補欠

小川 敏夫君

吉川 沙織君

外交防衛委員

辞任

補欠

大久保潔重君

石井 一君

大塚 耕平君

広田 一君

財政金融委員

辞任

補欠

広田 一君

大塚 耕平君

厚生労働委員

辞任

補欠

石井 一君

大久保潔重君

農林水産委員

辞任

補欠

田城 郁君

小川 勝也君

国土交通委員

辞任

補欠

小川 勝也君

田城 郁君

議院運営委員

辞任

補欠

脇 雅史君

磯崎 仁彦君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを厚生労働委員会に付託した。

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案(衆第四号)

同日内閣から次の議案が提出された。

刑法等の一部を改正する法律案(閣法第三七号)
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(閣法第三八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号)
予防接種法の一部を改正する法律案(閣法第一
〇号)

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部
を改正する法律案(閣法第一一号)
地方税法の一部を改正する法律案(閣法第二二
号)
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部
を改正する法律案(閣法第二三号)
放送法第七十條第二項の規定に基づき、承認を
求めるの件(閣承認第三号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案(閣法第二六号)
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第八
号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第
九号)
外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に
基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び
北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入
につき承認義務を課する等の措置を講じたこと
について承認を求めるの件(閣承認第二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消
費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特
別措置法案(閣法第三六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦君提出国の出先機関に関す
る質問に対する答弁書(第五六号)
参議院議員有田芳生君提出拉致問題の解決に向
けた方針と具体的施策に関する質問に対する答
弁書(第五七号)

参議院議員森田高君提出日本郵政グループの企
業価値の向上等に向けた麻生太郎大臣の役割に
関する質問に対する答弁書(第五八号)
同日衆議院から、同院は中央選挙管理委員会及び
同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理委員会

神崎 浩昭君
原 邦明君
中野 寛成君
和田 洋子君
長谷雄幸久君
同 予備委員
元宿 仁君
久米 晃君
尾崎 智子君
早川 忠孝君
橋本 文彦君

同日内閣から、武力攻撃事態等における国民の保
護のための措置に関する法律第三十二條第六項に
おいて準用する同條第四項の規定に基づく国民の
保護に関する基本指針の変更の報告を受領した。

同日内閣から、地方財政法第三十條の二の規定に
基づく地方財政の状況の報告を受領した。

地方活性化策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提
出する。

平成二十五年三月五日

江口 克彦

参議院議長 平田 健二殿

地方活性化策に関する質問主意書

一 東京への人、物、金及び情報の一極集中の裏
返しとして、地方の疲弊は目を覆うばかりであ
る。東京と他の地方との間のいわゆる地域間格
差は拡大する一方である。政府は、地方の疲弊
の現状及び、地域間格差の拡大についてどのよ
うに認識し、改善策を講じているか、具体的に
明らかにされたい。

二 政府は現在、地方を活性化させるためにどの
ような具体策を講じているか。また講じようと
しているか。また、その具体策によりどの程度
地方を活性化することにつながったのか、これ
までの地方活性化策の成果について、具体的に
明らかにされたい。

三 地方を活性化させるために最も根本的な策
は、中央省庁から地方自治体に、人間、財源、
権限のいわゆる三ゲンを移譲することにある。
政府は、三ゲンの移譲を実施する考えはある
か。あるとすれば具体的にどのような内容で、
どのようなタイムスケジュールで実施しようと
しているのか、具体的に明らかにされたい。
右質問する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員江口克彦君提出地方活性化策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出地方活性化策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「地方の疲弊の現状及び、地域間格差の拡大」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、平成二十二年国勢調査によれば、平成十七年から平成二十二年にかけて東京都では人口が増加する一方、三十八道府県では人口が減少しており、また、平成二十一年度県民経済計算によれば、同年度の一人当たり県民所得は、東京都では三百九十七万七千円である一方、全県計では二百七十九万千円となっている。

政府としては、地域経済を活性化するため、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成二十五年一月十一日閣議決定)に基づき、民間事業者等による地域資源をいかした新規事業の立ち上げに当たって、産業界、大学等及び地域金融機関と連携して行う地方公共団体の取組に対する支援を通じ、地域の経済循環の創出等に取り組むとともに、地域活性化総合特別区域における地方の創意工夫をいかした先駆的な取組に対して規制緩和を始めとする幅広い政策手段を活用した総合的な支援の推進に取り組むなど、それぞれの地域の特徴をいかした取組を進めることとしている。

二について

お尋ねの地方を活性化させるための具体策及びその成果については、例えば、内閣官房においては、地域活性化総合特別区域における地方の創意工夫をいかした先駆的な取組に対して規制緩和を始めとする幅広い政策手段を活用した総合的な支援を推進する等の施策を、総務省においては、過疎地域の市町村が地域の実情に応じ創意工夫をいかして自主的に行う過疎地域自立促進特別事業による取組を過疎対策事業債の対象とし、その元利償還金について地方交付税措置を講ずる等の施策を、農林水産省においては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により、地域間交流を促進するための取組に対して支援を行う等の施策を、経済産業省においては、地域新成長産業創出促進事業により、地域の強み等をいかした産業の集積を集中的かつ効果的に促進し、地域経済の自立的発展の基盤を強化するための取組に対して支援を行う等の施策を、国土交通省においては、地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域等の地域公共交通を確保し、維持する取組に対して支援を行う等の施策を、それぞれ講ずることにより、産業の振興、雇用の創出及び都市と地方との交流の促進等の成果を挙げっており、地方の活性化に寄与しているものと考えている。

三について

国から地方公共団体への事務・権限の移譲については、これまでの経緯や地方公共団体の意見・要望等も踏まえ、今後、政府内で検討してまいりたい。また、事務・権限を移譲する場合には、移譲先の地方公共団体において、当該事

務・権限を適正に執行するために必要な財源や人材を確保できるよう、効率性にも配慮しつつ、必要な措置を講じていくことが重要と考えている。

インターネットを用いた請願制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月六日

参議院議長 平田 健二殿 松田 公太

インターネットを用いた請願制度に関する質問主意書

国民が国政に対する要望を直接国家机关に述べることのできる請願は、憲法第十六条で国民の権利として保障されている。しかし、行政機関への請願に対する処理等は各行政機関の判断に任ざれており、請願法第五条に「誠実に処理しなければならぬ」と規定してあるのみで、具体的な審査・報告義務はない。一方、国会における請願は、議員の紹介が必要であり、文書によって行わなければならない等、手続きが煩雑である。多様な民意を国政に反映させ、また、国民の政治参加を促すという見地からは、請願制度の活性化が望まれるところである。

米国では、平成二十三年九月から、連邦政府への請願を、インターネットを経由して受け付ける制度が開始された。同制度では、請願者は、連邦政府ウェブサイト上のフォームを埋めることで請願文を完成させる。作成された請願は公開され、

同請願に対し、連邦政府ウェブサイト上で一定期間内に一定数の署名が集まった場合、同請願は連邦政府で検討され、回答が得られる仕組みとなっている。

当該制度は、インターネットという簡便で国民に広く利用されている手段を用いる点、署名という多数の民意の裏付けを必要とし、その多数の民意に対して政府の回答を義務づけている点で参考になる。

我が国においても、インターネットを用いた行政機関への請願制度の導入を検討すべきと考え、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三 参議院議長 平田 健二殿

参議院議員松田公太君提出インターネットを用いた請願制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松田公太君提出インターネットを用いた請願制度に関する質問に対する答弁書

請願については、請願法(昭和二十二年法律第十三号)第一条の規定により、別に法律の定める場合は、その法律の規定により処理し、これ以外の場合は、請願法により処理することとなる。同法による請願(以下単に「請願」という。)については、同法第五条の規定により、当該請願の事項を所管する官公署において、これを受理し、誠実に処理しなければならないこととされている。

請願は、国又は地方公共団体の機関に対して文書で希望を述べることと保障する制度であつて、インターネットにより述べられた希望については、請願には当たらない。また、請願は、その内容が所管の官公署に伝わることにより、ひとまず請願の目的は達成されるものと解されており、同法は、請願を受理した官公署に対して、請願者による処理の経過や結果を告知する義務までを負わせるものではないが、個々の官公署の判断により、これらのことを知らせることを妨げるものではない。また、インターネットにより述べられた希望について、個々の官公署の判断により、当該希望に係る処理の経過や結果を知らせることを妨げるものではない。

政府は三歳から五歳児の幼児教育無償化に向けて政府・与党連絡協議会を設置する方針であるやに聞く。安倍総理大臣も本年三月四日、衆議院本会議にて幼児教育無償化を検討していく旨の答弁をしている。

そこで以下質問する。

一 幼児教育無償化に向けた政府の方針につき、明らかにされたい。

二 潜在的ニーズが三百万人とも言われている待機児童の解消及びその対策について、政府の見解を明らかにされたい。

三 幼児教育無償化と保育所の待機児童解消の優先度をどのように考えるか、政府の見解を明らかにされたい。

四 幼児教育無償化に要する費用の試算を示されたい。

五 安倍総理は、自由民主党総裁として衆議院議員総選挙期間中の平成二十四年十二月五日、幼児教育無償化について「財源はある。」旨述べたと報道されているが、具体的な財源は何か、現政権としての見解を示されたい。

六 消費税率が平成二十六年四月より順次引き上げられる予定であるが、幼児教育無償化に増税分を充当する選択肢もありうるか、政府の見解を明らかにされたい。

七 平成二十五年年度文部科学省予算において幼稚園に同時就園する第三子以降の全ての園児の保育料が事実上無償となるが、対象園児数及び予算額を示されたい。

右質問する。

幼児教育無償化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年三月七日

林 久美子

参議院議長 平田 健二殿

幼児教育無償化に関する質問主意書

自由民主党及び公明党は第四十六回衆議院議員総選挙で政権公約として幼児教育無償化に取り組み、あるいは進めると明記している。一方、両党は政権公約の中で待機児童解消を進めるとも明記している。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員林久美子君提出幼児教育無償化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員林久美子君提出幼児教育無償化に関する質問に対する答弁書

一及び五について

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い幼児教育を保障することは極めて重要であると考えている。御指摘の幼児教育の「無償化」は、これに資するものであり、「子ども・子育て支援法」(平成二十四年法律第六十五号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成二十四年法律第六十六号)、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成二十四年法律第六十七号)の三法に基づく「子ども・子育て支援新制度」との関係や財源確保の観点等を踏まえ、検討を行つてまいりたい。

二について

平成二十四年四月一日時点の待機児童の数は二万四千八百二十五人であり、平成二十二年から二年連続で減少しているが、依然として多くの待機児童が存在している状況である。

政府としては、子どもに質の高い保育を保障し、男女が共に仕事と子育てを両立させて活躍できるように、子ども及び子育てを支援してい

く観点から、待機児童の解消は喫緊の課題であると認識している。そこで、保育の需要に対応した保育の量の拡大を進めるとし、保育所の整備、保育士の確保及び保育所の運営費の拡充などを推進することにより、待機児童の解消に取り組んでいるところである。

さらに、「子ども・子育て支援新制度」においては、「子ども・子育て支援法」等の関係法令に基づき、市町村が潜在的な需要を含む地域の保育の需要を把握した上で、計画的に地域の保育の需要を充足するための保育の提供体制を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるなどの仕組みが設けられたところである。

今後、現在取り組んでいる待機児童の解消のための施策に加え、「子ども・子育て支援新制度」を施行することにより、速やかに待機児童の解消を進めることとしている。

三について

一及び五について述べたとおり、幼児期に質の高い幼児教育を保障することは極めて重要であり、これに資する幼児教育の「無償化」は、平成二十四年十二月二十五日の「自由民主党・公明党連立政権合意」等にも盛り込まれた重要な課題であると考えている。また、二について述べたとおり、待機児童の数が依然として二万四千人を超えるなど深刻な状況の下で、子どもに質の高い保育を保障し、男女が共に仕事と子育てを両立させて活躍できるように、子ども及び子育てを支援していく観点から、待機児童の解消は、早急な取組が求められる重要な課題であると考えている。いずれの課題も大変重要であり、政府として必要な取組を進めていく所存である。

四について

御指摘の「費用の試算」については、平成二十一年五月に文部科学省の「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」が取りまとめた中間報告によると、幼稚園又は保育所に通うおおむね三歳以上の子どもに係る入園料及び保育料の額の全国の平均額について「無償化」した場合に既存の公費に追加して必要となる公費の額は、約七千九百億円とされている。

六について

幼児教育の「無償化」については、財源確保の観点等を踏まえ、検討を行ってまいりたいが、消費税率引上げによる増収分との関係については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）第一条第二項において「消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」とされていることや、消費税率引上げを含む社会保障・税一体改革が社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から取り組むものであることのほか、消費税率引上げによる増収分を充てることとして「子ども・子育て支援新制度」との関係等を踏まえ、検討することとなると考えている。

文部科学省の平成二十五年度予算において、お尋ねの「幼稚園に同時就園する第三子以降の

全ての園児」として地方公共団体に対する幼稚園就園奨励費補助の対象として経費を計上した園児数は約千五百人であり、その所要額は約一億三千六百万円である。なお、このうち、同年度から実施する所得制限の撤廃により、同省の同年度予算において、新たに補助の対象として経費を計上することとなった園児数は約八百人であり、その所要額は約六千三百万円である。

日本銀行総裁等役員の退職手当の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月七日

参議院議長 平田 健二殿 山田 太郎

日本銀行総裁等役員の退職手当の在り方に関する質問主意書

日本銀行役員の退職手当については、「日本銀行における役員の給与等の支給の基準」が定められ、平成十六年以降の在職期間については、当該役員の退職時の役員俸給の千分の百二十五に相当する金額に在職月数を乗じ、これに業績評価委員会が〇・〇から二・〇の範囲内で業績に応じて決定する「業績勘案率」を乗じた金額とされている。この仕組みは、平成十五年十二月に閣議決定された「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」に沿ったものであり、他の独立行政法人等と同じである。

日本銀行（認可法人）を含めた、独立行政法人、特殊法人及び認可法人に共通するこの制度は、法

人役員の退職金又は退職手当の金額決定にあたってその役員の業績を反映させようとする趣旨であり評価しうるものである。しかし、実際の運用状況を見ると改善すべき点がある。

そこで、以下質問する。

一 右閣議決定に基づく業績勘案率は、〇・〇から二・〇ではその法人における業績にどのような差があるか。例えば、一・〇が通常の業務を全うしたという評価であり、一・五は通常より優れた業績、二・〇は更に優れた顕著な業績をあげた場合と考えてよい。

二 日本銀行を平成十六年以降現在までに退職した総裁、副総裁、理事及び監事の退職手当金額、在職年数及び業績勘案率につき、政府の承知するところを示されたい。業績勘案率は、総裁、副総裁及び理事は全て一・五、監事は全て一・〇であると承知するが相違ないか。また、業績勘案率一・五の総裁、副総裁及び理事にはどのような業績があるか。監事と業績勘案率に差があるのは業績の差と考えられるが、どのような業績の差があるのか。

三 過去三年間に各省所管の独立行政法人を退職した役員の退職金又は退職手当の金額、在職年数及び業績勘案率を法人ごとに示されたい。業績勘案率は全て一・〇ということではないか。

四 役員俸給月額と在職年数が同じでも、独立行政法人役員に比べて日本銀行役員（総裁、副総裁及び理事）は五割増しの退職手当を支給されているという実態がある。これは、他の独立行政法人の役員に比べて日本銀行の総裁、副総裁及び理事は常に通常より優れた業績をあげていると考えてよいのか。

五 右閣議決定により、独立行政法人の場合は各

省の独立行政法人評価委員会（外部の専門家が構成）が業績勘案率を決定するが、その決定にあたっては総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が意見を述べることでできる制度になっている。これに対して日本銀行の場合は、いわば身内の日本銀行審議委員会によって構成される業績評価委員会が単独で業績勘案率を決定できる仕組みとなっており、お手盛りが生じやすいのではないかと。政府は業績評価委員会の構成員を外部の専門家とするなどの制度の改善を日本銀行に働きかけるつもりはないのか、政府の見解を示されたい。

六 右閣議決定に基づく独立行政法人等の退職金に関する当該役員の業績評価の仕組みは、その趣旨は評価出来るものの業績勘案率が硬直化しており運用において形骸化している。法人役員の業績が適切に評価されるよう制度の改善を図るつもりはないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山田太郎君提出日本銀行総裁等役員の退職手当の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山田太郎君提出日本銀行総裁等役員の退職手当の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」平成十五年十二月十九日

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言に関する質問に対する答弁書

一について

外務省としては、日朝平壤宣言において確認された事項が誠実に実施されることが重要であると考へており、北朝鮮に対し、引き続き、日朝双方の首脳協議の結果として日朝関係の今後の在り方を記した同宣言を遵守するよう求めたいと考へてある。

二について

北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を実現するというものであるが、そのためには、まずは北朝鮮がこうした諸懸案の包括的な解決に向けて具体的行動をとることが必要であると考へている。

キャンプ富士等へのオスブレイ配備・訓練に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年三月十一日

井上 哲士 田村 智子

参議院議長 平田 健二殿

キャンプ富士等へのオスブレイ配備・訓練に関する質問主意書

オスブレイは最悪の欠陥機であり、墜落と爆音被害を拡大する危険をもつ航空機であり、この配備と訓練に懸念と不安の声が広がっている。在日米軍司令部は二月二十八日、海兵隊輸送機オスブレイの訓練を本州で初めて実施することを明らかにし、三月六日から米軍岩国基地を拠点に開始すると発表し、上空にオレンジルートが設定されている四国各地で訓練飛行が行われた。この訓練については、低空訓練はもとより、夜間訓練、兵員・物資の輸送訓練を行うとも説明されている。全国で配備への反対や訓練への不安の広がりがあるにもかかわらず、訓練を強行した米軍とこれを許している日本政府の対応は主権者たる国民の声をないがしろにするものであり、許されるものではない。

在日米軍が発表した「MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版」(以下「環境レビュー」という。)は、オスブレイの分遣隊を岩国基地とともに、キャンプ富士に派遣することを明らかにしている。そこで以下、キャンプ富士等でのオスブレイの運用について質問するので、政府の見解又は政府の承知しているところを示されたい。

一 キャンプ富士でのオスブレイの訓練について
環境レビューは、キャンプ富士におけるオスブレイの運用について、分遣隊は年間約五百回、活動全体では、十パーセント増と明記している。また、在日米軍は、低空訓練、夜間訓練、兵員・物資の輸送訓練を行うと発表している。

1 キャンプ富士への分遣隊配備について、環

境レビューが「活動全体は十パーセント増」としていることについて、「使用協定運用委員会拡大会議」が具体的運用を質問したのに対し、防衛省は「一定の想定に過ぎない」と回答している。「一定の想定」とはどういうものか。

2 キャンプ富士でのオスブレイの運用は、滑走路を着陸帯とした訓練に限定されるのか。それとも東富士演習場を使用する訓練も行うのか。

3 環境レビューは、夜十時までの訓練に言及しているが、このような夜間訓練を実施するのか。

4 キャンプ富士でのオスブレイ訓練に当たっては、航空機の進入・退出が爆音被害にとつてきわめて重要となる。防衛省は、使用協定で特定しているジェット機の進入・退出はオスブレイに適用しないとしている。では、オスブレイの進入・退出は新たに設定するのか。ヘリ・モードと航空機モードというモード別の進入・退出を設定するのか。ヘリ・モードで進入・退出する場合、防衛省の発行する自衛隊の航空路図誌において示される既存の進入・退出を使用するのか。また、オスブレイの進入・退出については、地元の関係者の同意が必要ではないのか、政府の見解を明らかにされたい。

5 防衛省は地元からの質問に対し、「キャンプ富士は、現在、航空機の整備・補給機能を有しておらず、また、かかる機能を保有する具体的な計画もない」と回答しているが、キャンプ富士での訓練に当たっての「整備・補給」はこの基地で行うのか。

6 キャンプ富士の使用に当たっては、地元と

の使用協定など厳格な手続きが必要となっている。その際、地元の同意なしにオスブレイの使用や訓練をすることはないと思うが、政府の見解を明らかにされたい。

二 米軍厚木基地へのオスブレイ配備について
野田前内閣の神風防衛大臣政務官(当時)は、二〇一二年七月二十四日の衆議院総務委員会において、塩川鉄也衆議院議員の「オスブレイの部隊が他の米軍施設に飛行することもあり得る」として他の米軍施設には、防衛省側が説明を行った三沢基地、横田基地、厚木基地も含まれているということよりよろしいですか」との質問に対し、「そういう御理解でよろしいか」と思います」と答弁した。また森本防衛大臣(当時)は十一月六日の記者会見で、環境レビューが岩国基地やキャンプ富士をあげたのは例示にすぎず、「その他の米軍基地を使って、例えばターン・アラウンドといいますが、そこで一旦降りて補給をして、訓練ルートで訓練する」ということが大いにあり得る」と述べた。

1 キャンプ富士への分遣隊派遣や運用が行われる場合、厚木基地はどの程度使用されるのか。

2 厚木基地は、キャンプ富士と違って、「整備・補給」機能を有しており、キャンプ富士での運用の際にそれらを利用することはあるのか。

三 その他の米軍基地の使用について
在日米軍はオスブレイの本土訓練において、全国七つのルートを使用している。これらはすでに、米軍機の低空飛行訓練ルートとしても使用されている。

1 関東地域には、米軍横田基地のC130輸

送機の編隊低空訓練ルートが存在することが米軍の説明で明らかとなっている。日本グラフィッククラブの資料は、米軍横田基地からの情報として、「米軍横田基地所属のC130戦術輸送機(四発のターボプロップ機)の編隊飛行ルートが、ミカモ山から佐野市北付近に設定され、五百フィートから五千フィートの低空で飛行するのでニアミスの危険がある」と指摘している。政府は、このようなルートが首都圏上空にあることを確認しているか。

2 日本航空機操縦士協会発行の広報誌「PILLOT」は、米軍横田基地と関係団体で構成する「空中衝突防止会議」について紹介しているが、この会議はいかなるものであるか。その目的、設置の経緯、開催状況、政府関係機関との有無について、政府の承知するところを明らかにされたい。

3 前記三の2の広報誌は「空中衝突防止会議」の情報として、C130の編隊飛行ルートが、群馬、栃木、茨城、埼玉、神奈川、静岡、山梨、長野にまたがって設定されていることを明らかにしているが、政府はこれを確認しているか。また、オスプレイが訓練でこうした飛行ルートを使用することはあり得るのか。

4 これらのルート上には、厚木基地や横田基地があるが、厚木基地とともに、横田基地の使用はあり得るのか。

平成二十五年三月十九日

参議院議長 平田 健二殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員井上哲士君外一名提出キャンプ富士等へのオスプレイ配備・訓練に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員井上哲士君外一名提出キャンプ富士等へのオスプレイ配備・訓練に関する質問に対する答弁書

一の1について

米海兵隊が実施した垂直離着陸機MV二二オスプレイ(以下「MV二二」という。)の配備に係る環境レビューには、「MV二二2分遣隊展開は、・・・キャンプ富士での全活動を10%増加させる」との記述があるが、これは、MV二二二の実際の運用について説明したものではなく、当該記述の前に述べられている一か月当たり「計約42回の運用を見込」むという想定の結果であると承知しており、お尋ねの「一定の想定」とは、この旨を述べたものである。

一の2から6まで、二及び三の4について

米側から、MV二二は、MV二二が配備されている普天間飛行場以外の在日米軍の施設及び区域にも訓練等のため飛来するとの説明は受けているが、MV二二による訓練等の詳細については、米軍の運用に関するものであり、政府として承知していない。いずれにせよ、政府としては、米側から情報を得た場合には、地元の皆様への御理解が得られるよう、丁寧に誠意をもって説明していく考えである。

三の1について

米軍は、飛行訓練の目的達成、飛行の安全確保、住民への影響抑制等の必要性を安定的に満たすとの観点から、一定の飛行経路を念頭に置

いて飛行することがあること、及び最大限の安全を確保するため飛行訓練を実施する区域を継続的に見直していることは承知しているが、具体的にどのような経路を飛行しているのか等の詳細については、政府として確認しておらず、承知していない。

三の2について

お尋ねの関東航空機空中衝突防止対策会議は、横田飛行場に所在する米軍の第三七四空輸航空団が、航空機の空中衝突事故防止対策について日本の民間航空機操縦士等と対話する機会を設ける等の趣旨で開催しているものと承知しており、これまで、第一回会議が平成二十二年一月十日に、第二回会議が同年三月二十日に、第三回会議が平成二十三年九月二十四日にいずれも同飛行場において開催されたことと承知している。お尋ねの「政府関係機関の関与」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十三年九月二十四日の第三回会議には防衛省陸上自衛隊東部方面航空隊及び航空自衛隊入間管制隊からその隊員が参加したことをこれまでに確認している。

三の3について

政府としては、日本航空機操縦士協会発行の機関誌「PILLOT」にC130の編隊飛行に関する記載があることは承知している。

米軍の飛行ルートについては、米軍は、飛行訓練の目的達成、飛行の安全確保、住民への影響抑制等の必要性を安定的に満たすとの観点から、一定の飛行経路を念頭に置いて飛行することとがあること、及び最大限の安全を確保するため飛行訓練を実施する区域を継続的に見直して

いることは承知しているが、具体的にどのような経路を飛行しているのか等の詳細については、政府として承知していない。

医療・介護分野に重点を置いた経済成長と雇用確保の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年三月十一日

参議院議長 平田 健二殿 藤末 健三

医療・介護分野に重点を置いた経済成長と雇用確保の在り方に関する質問主意書

政府は平成二十五年六月を目途にアベノミクスの三本の矢の一つである成長戦略を提示するとしているが、日本のような資本蓄積の進んだ経済においては、成長戦略の力点を「投資」のみならず、「消費」にも置くべきである。

現在の安倍政権の経済政策は、金融政策を中心とする「デフレ脱却」に焦点が当たっているが、今後は、「デフレ」への対処だけではなく、実質的な需要を喚起しなければならない。特に医療・介護は、国民の需要が十分に満たされているとは言えない分野である。また、大きな雇用創出も期待できる分野でもある。

こうした考えから、以下のとおり質問する。
一 二〇一〇年から二〇二〇年にかけて、日本の人口は約四百万人減るものの、六十五歳以上の高齢者は約六百六十万人増えると推計されており、今後、高齢者を中心に医療サービスの需要

はますます増加すると見込まれる。一方、医療体制の状況を見ると、人口千人当たりの医師数は、日本の場合二・二人であるのに対して、ドイツは三・七人、フランスは三・三人、国民皆保険制度ではないアメリカでも二・四人などと、欧米と比べて日本の医師数は大幅に少ないことがわかる。

社会の高齢化が進むとともに、医師という高付加価値な職種の雇用需要は大きくなるが、医師を増やすことは、同時に看護師、医療技術者、医療事務職員といった医療従事者、すなわち、医療分野全体の雇用創出へとつながることが期待できる。こうした考え方について、政府の見解を明らかにされたい。

二 介護分野を見ると、今後高齢者が増える中、現在、約百四十九万人いるとされる介護職員は、二〇二五年までに約二百三十七万人から二百四十九万人が必要とされており、介護分野の雇用も今後、急速に需要が増加することが見込まれる。

そもそも、特別養護老人ホームの実態を見ても、入所申込者数は約四十二万人とも言われ、定員にひっ迫したような状況にあり、需要を全く満たしていない。その一方で、介護職員は現時点においても、慢性的な人員不足から過重労働となっており、介護職員の処遇を大幅に改善することが必要不可欠となっている。介護職員の処遇改善は、介護サービスそのものの改善にとどまらず、介護職員の所得が増えれば、これが消費を刺激することにもなる。こうした考え方について、政府の見解を明らかにされたい。

三 投資が蓄積し、社会が成熟した我が国においては、医療・介護分野への雇用対策は、極めて

大きな経済効果をもたらす可能性があり、成長戦略においては必ず需要の掘り起こしを進めるべきである。医療と介護の充実、すなわち、経済成長と雇用創出に直接貢献するだけではなく、高齢者の不安と不満を解消するためにも必要不可欠である。

平成二十二年版の厚生労働白書によれば、産業における需要が一単位発生したときの直接・間接の労働力需要の増加を示す雇用誘発係数を見ると、公共事業が〇・〇九七二であるのに対して、介護は〇・二六三六となっている。これは、予算が同じ規模の場合、介護のほうが公共事業の約二・七倍の雇用を生み出すことになる。

このように、雇用を創出するためには、公共事業を増やすよりも、まず、介護や医療の分野に投資すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十五年三月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤末健三君提出医療・介護分野に重点を置いた経済成長と雇用確保の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出医療・介護分野に重点を置いた経済成長と雇用確保の在り方に関する質問に対する答弁書

一 について
政府としては、医師以外の医療従事者の数は医療に従事する医師の数のみによって決まるも

のではないことから、医療に従事する医師の数の増加が医療分野全体の雇用創出につながるかは不明であると考えている。

二 について

政府としては、介護職員の処遇改善は介護を担う人材の安定的な確保及び質の高い介護サービスの提供につながり、介護職員の処遇改善による所得の増加は、一般的には、当該介護職員の消費の増加につながるものと考えている。

三 について

政府としては、公共事業と医療や介護への投資との比較について一概にお答えすることは困難であるが、医療や介護の充実が経済成長や雇用創出につながるものと考えている。

また、政府としては、高齢化に伴う医療・介護サービスの需要の増加に対応するため、医療・介護サービスの提供体制の整備等により、医療や介護の充実を図ってまいりたい。

トラック運送事業者に対する燃料価格高騰による影響の軽減対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月十一日

参議院議長 平田 健二殿
藤末 健三

トラック運送事業者に対する燃料価格高騰による影響の軽減対策に関する質問主意書
リーマンショック後の世界的金融不安による景気後退以降、平成二十一年に一リットル当たり八十三円程度に下落に転じていた軽油価格(大口需

要家向け軽油ローリー渡価格)は、中東情勢の不安定化や最近の円安等により百十円を超えつつある。トラック産業においては、軽油価格が一円上昇することにより約六十億円の負担が発生することから、産業全体のコストは平成二十一年に比べて年間約五千億円増加するおそれがあるとされており、燃料価格の長期間にわたる高騰は、トラック運送事業者をはじめ自動車運送事業者の経営を圧迫している。

安倍内閣が日本経済再生を目指すのであれば、日本の経済基盤を支える自動車運送事業者が健全に経営できる環境を提供し、国民生活に不可欠な自動車運送サービスの利便性や安全性の向上のため、その発展を促すことが必要であると考えている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 燃料サーチャージ制による軽油価格高騰分の運賃転嫁の実効性の確保
軽油価格高騰に対応するため、平成二十三年三月、国土交通省と公正取引委員会による「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置(以下「緊急措置」という。が)が講じられ、その中で、トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドラインの策定や、中央・地方の経済団体等やトラック運送事業者に対する強い働きかけなどが行われている。

1 国土交通省の緊急措置による取組にもかかわらず、燃料サーチャージ制運賃の届出件数は、平成二十年からほとんど変化していない。現下の燃料価格の高騰に鑑み、運送事業者に対して燃料サーチャージ制の導入促進を更に図る必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

2 燃料サーチャージ制を導入しても、九十九

パーセントを中小事業者が占めるトラック運送事業者は荷主等に対し運賃交渉力が極めて弱い。燃料サーチャージを反映した運送契約を結びにくく、価格転嫁が進まない実態があるのではないかと懸念される。そこで、燃料サーチャージ制の定着及び適正取引の推進のため、政府が中央・地方の経済団体等に今まで以上に強く働きかけていく必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 燃料サーチャージ制による適正な運賃転嫁が図られるようにするために、政府の監督・監査体制等の強化、現行の貨物自動車運送事業法(第二十六条、第六十四条等)、独占禁止法(物流特殊指定に係る不適正取引に対する排除措置命令)、下請法(第七条に基づく勧告等)による対応、更に燃料サーチャージ制の法制化も視野に対策を検討する必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 軽油引取税のトリガー条項の停止の解除
軽油引取税については、平成二十二年一度税制改正において、国税である揮発油税と同様に、ガソリン価格の異常高騰時に、国民生活への影響を考慮し、本則税率を上回る部分の課税を停止するいわゆる「トリガー条項」が設けられている。しかし、揮発油税及び地方揮発油税の「トリガー条項」は、民自公の政党間協議及び政府税調における議論の結果、東日本大震災の復旧及び復興を勘案して別途法律で定める日までの間、その適用を停止することとされ、軽油引取税の「トリガー条項」についても同様にその適用が停止されている。

しかし、最近の急激な円安等が燃料価格の高騰をもたらしており、ガソリン価格が「トリガー条項」の発動要件であるリットル当たり百六十円に達するおそれもある。国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスとしてのトラック運送事業者は、燃料価格の高騰により厳しい経営を余儀なくされており、国民生活に不可欠な低廉で安全なトラック輸送サービスを維持するため、軽油引取税の「トリガー条項」の停止を今こそ解除すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 石油製品の安定供給の確保と国内燃料の価格監視の徹底強化
現在、円安の進行や原油価格の高止まりなどにより、石油製品の価格の高騰が進んでいる。消費者の不信を招かないためにも、軽油を始めとした石油製品の安定供給の確保、価格監視の強化が必要ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十五年三月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤末健三君提出トラック運送事業者に対する燃料価格高騰による影響の軽減対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出トラック運送事業者に対する燃料価格高騰による影響の軽減対策に関する質問に対する答弁書
一について
政府としては、トラック運送業における御指

摘の「燃料サーチャージ制」(以下「燃料サーチャージ制」という。)の導入促進のため、平成二十年三月に「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を策定し、トラック運送業を営む者(以下「トラック運送業者」という。)等に周知したことに加えて、平成二十四年度においては、同ガイドラインの改訂を行ったところである。また、これにあわせて、公益財団法人全日本トラック協会等と連携し、全国のトラック運送業者を対象として「燃料サーチャージ導入促進セミナー」を開催するとともに、全国の主要経済団体等に対して、燃料サーチャージ制の導入促進及びトラック運送業における適正取引の推進について協力を要請するなどの取組を行ったところであり、これらの効果を見極めながら、政府部内で連携しつつ、燃料サーチャージ制の速やかな導入を促進するための必要な取組を行ってまいりたい。

なお、必要と認められる場合には、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第一百十号)の規定に基づき、適切に対応してまいりたい。

二について

御指摘の「軽油引取税のトリガー条項」については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十二条の二の九に規定されており、現在、当該規定の適用が停止されているが、当該規定の適用の停止については、軽油の買い控えやその反動による需要増加に伴う流通の混乱が懸念されることや、厳しい地方財政の中、特に東日本大震災の被災地の地方公

共団体で復旧及び復興に係る相当な財政需要が発生している状況において、地方税の大幅な減収が生ずることを踏まえると、適当でないと考えている。

三について

経済産業省においては、石油製品の安定供給の確保及びその価格や需給の監視の強化のため、主要な石油元売会社から石油製品の流通に関する状況を聴取するとともに、石油製品の安定供給等について要請しているところであり、引き続き、御指摘の軽油を含む石油製品の安定供給の確保及びその価格の監視に努めてまいりたい。

国の出先機関に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月十二日

江口 克彦

参議院議長 平田 健二殿

国の出先機関に関する質問主意書

国の出先機関(内閣府設置法第四十三条第二項及び第五十七条並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局を指す。以下同じ。)の温存は、改善すべき中央集権体制の維持に他ならない。国の出先機関の見直し(廃止や統合、地方自治体への権限、人材及び財源の移譲を含む。以下同じ。)は、戦後以来久しくその必要性が指摘されながら、これまで大きな進展が見られない課題である。

国の出先機関に対して指摘されてきた、地方自治体との「二重行政」の無駄、民主的統制の欠如、縦割り行政の弊害といった問題を改善することや、地方の実態に即した行政を行うことの重要性を考えれば、政府は国の出先機関を速やかに見直すべきである。

また、政府として道州制の導入に前向きに取り組むのであれば、国の出先機関を見直ししておくことは、道州制の導入という大きな変革に伴うインパクトの軽減になり、導入のハードルを一段下げることにつながり得るとも考えられる。

そこで、政府の、国の出先機関の見直しに関する認識を確認するため、以下質問する。

一 政府は、国の出先機関の見直しの必要性を、どのように認識しているか。東日本大震災の影響等も踏まえ、改めて国の出先機関の在り方を検討することも重要ではあるが、道州制の導入も見据えるのであれば、いたずらに検討を先延ばしにすることなく、見直しに向け早急に取り組むべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 先の自民党政権の下で、経済財政諮問会議の有識者議員が提出した「国の出先機関の大胆な見直し」(平成十九年五月二十五日)等を踏まえ、地方分権改革推進委員会が「第二次勧告」(「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大) (平成二十年十二月八日)を政府に提出している。東日本大震災の発生をはじめ、当時と状況が大きく異なるとはいえ、国の出先機関の見直しの必要性は変わっていない。同勧告を踏まえた国の出先機関の見直しをすすめることにつき、政府の見解を明らかにされたい。

三 平成二十四年十一月十五日、民主党政権の下で「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」及び「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」が閣議決定されている。これら閣議決定を踏まえた国の出先機関の見直しへの取組について、現在の政府の方針につき、明らかにされたい。

四 国の出先機関の多くは、府県単位ではなく地域単位、すなわちブロック単位で設置されている。例えば、総務省は各総合通信局を北海道、東北、関東、信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州に設置している。

なぜ、各府県は、その出先機関を各府県単位で設置せず、各地域ブロック別に設置しているのか。その理由を明らかにされたい。

平成二十五年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員江口克彦君提出国の出先機関に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出国の出先機関に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

国の出先機関の見直しについては、御指摘の地方分権改革推進委員会第二次勧告(平成二十年十二月八日)を踏まえた検討を含むこれまでの経緯や地方公共団体の意見・要望等も踏まえ、行政サービスの向上、国と地方公共団体双方の機能強化等につながるか否かという観点から、今後、地方分権改革推進本部を中心に、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を政府内で検討し、そのために必要な取組を進めてまいりたい。

三について

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」(平成二十四年十一月十五日閣議決定)及び「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」(平成二十四年十一月十五日閣議決定)に基づく国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、全国市長会及び全国町村会から、「東日本大震災を踏まえ、災害時の危機管理体制等が現実に機能するか懸念」、「一つの国の中で特定広域連合が担う地域と、引き続き国が担う地域が混在することで、強力な体制が維持できるのか十分な検証が必要」といった意見が表明されたところである。また、「J-1ファイル二〇一二自民党総合政策集」において、「民主党が進める国の出先機関の特定広域連合への移管には反対」との考え方が示された。このような全国市長会及び全国町村会の意見を含む様々な地方公共団体の意見・要望、与党の考え方を踏まえ、今後、政府内で慎重に検討してまいりたい。

四について

国の出先機関については、行政の効率化、広域行政需要への対応等の観点から、各府省の所管する行政分野の特性を踏まえつつ、基幹とする出先機関をできる限りブロック単位で設置することとしている。

拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月十三日

参議院議長 平田 健二殿
有田 芳生

拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問主意書

平成二十五年一月二十五日、拉致問題対策本部において決定された方針と八項目の具体的施策に關し、以下質問します。

一 項目①には、「更なる対抗措置について検討する」とあります。具体的にはどのような対抗措置ですか。

二 項目②には、「北朝鮮側による拉致問題の解決に向けた具体的な行動」とあります。それはどのような行動のことですか。

三 項目③には、「情報収集・分析・管理を強化する」とあります。これらを行う政府機関はどこですか。

四 項目④には、「拉致の可能性を排除できない事案」とあります。これは昨年末に警察庁が情報公開した八百六十八人(都道府県別捜査・調査対象者数 平成二十四年十一月一日現在)のことと理解してよろしいですか。

五 項目⑤には、「内外世論の啓発を一層強化する」とあります。国内と国外に分けて具体的な強化策をお示しください。

六 項目⑥には、「国際的な協調を更に強化する」とあります。今まで以上にどんなことを行おうとしているのですか。

七 項目⑦には、「拉致被害者家族等」とありますが、この中には拉致の可能性を排除できない失踪者のご家族もふくまれているのですか。

八 方針の中に、「拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ない」とあります。これは「政府認定拉致被害者のみならず拉致の可能性の排除できない事案八百六十八人全員の完全解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ない」という意味ですか。

右質問する。

平成二十五年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」(平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定)において、「更なる対応措置について検討する」としており、関係各国や国際社会と引き続き緊密に連携し、北朝鮮の対応、国際社会の動向等を考慮しつつ、検討しているところである。

二について

お尋ねについては、全ての拉致被害者の救出

につながる成果が得られるような北朝鮮の行動を指す。

三について

お尋ねについては、拉致問題に係る行政機関が連携して行っているところである。

四及び八について

御指摘の拉致の可能性を排除できない事案に係る者の数は、御指摘の八百六十八人と一致するものではないが、政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第二条に基づく認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くしている。

五について

政府としては、これまでも拉致問題に係る内外世論の啓発に積極的に取り組んできたところであるが、お尋ねについては、例えば、国内における取組としては、広報の更なる充実や特に若年層に焦点を当てた啓発活動に注力することとしており、また、国外における取組としては、新たな試みとして政府主催の拉致問題に関するシンポジウムを米国で開催することを検討している。

六について

お尋ねについては、米国、韓国を始めとする関係各国との緊密な連携及び国連を始めとする多国間の協議を通じて、関係各国や国際社会の拉致問題に関する理解を一層深めるとともに、今後想定される様々な場面において、関係各国や国際社会との協力態勢を強化することとしている。

七について

お尋ねについては、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者の家族も含まれる。

日本郵政グループの企業価値の向上等に向けた麻生太郎大臣の役割に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月十三日

参議院議長 平田 健二殿 森田 高

日本郵政グループの企業価値の向上等に向けた麻生太郎大臣の役割に関する質問主意書

日本郵政グループの企業価値の向上等に向けた麻生太郎大臣の役割に関する質問主意書
第百八十三回国会における麻生財務大臣の財政演説にあるように、日本郵政株式の売却収入は東日本大震災の復興財源に充てるものとされていく。そして、昨年九月、政府の郵政民営化委員会がまとめた「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」には、日本郵政の早期上場に向けた準備の推進とともに、日本郵政グループの企業価値の向上に資するビジネスモデルの革新が謳われている。

よって、東日本大震災からの復興が安倍政権の大きな柱と位置付けられている中で、麻生大臣が日本郵政グループの企業価値の向上に向けて果たすべき役割は、極めて大きいものと解される。そこで、東日本大震災の復興財源確保の観点から踏まえ、日本郵政グループ金融子会社の企業価値の向上のため、また、国民の利便性の向上のため

に、麻生大臣が安倍内閣の財務大臣として、かつ、金融担当大臣として建設的役割を果たす考えがあるか改めて明らかにされたい。
右質問する。

平成二十五年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員森田高君提出日本郵政グループの企業価値の向上等に向けた麻生太郎大臣の役割に関する質問に対する答弁書

参議院議員森田高君提出日本郵政グループの企業価値の向上等に向けた麻生太郎大臣の役割に関する質問に対する答弁書

麻生財務大臣及び内閣府特命担当大臣(金融)は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)に基づき内閣総理大臣を本部長として、全ての国務大臣により構成される郵政民営化推進本部の副本部長とされており、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われる郵政民営化の推進に取り組むべき立場にある。

麻生財務大臣兼内閣府特命担当大臣(金融)としては、それぞれの立場において、郵政民営化推進本部の副本部長としての役割も踏まえつつ、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)、保険業法(平成七年法律第百五号)等、所管する関係法令を適切に執行していく考えである。